

平成 21 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

滋賀大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について | 1 |
| I 認証評価結果 | 5 |
| II 基準ごとの評価 | 6 |
| 基準1 大学の目的 | 6 |
| 基準2 教育研究組織（実施体制） | 8 |
| 基準3 教員及び教育支援者 | 12 |
| 基準4 学生の受入 | 17 |
| 基準5 教育内容及び方法 | 21 |
| 基準6 教育の成果 | 31 |
| 基準7 学生支援等 | 34 |
| 基準8 施設・設備 | 39 |
| 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム | 42 |
| 基準10 財務 | 45 |
| 基準11 管理運営 | 47 |
| <参 考> | 53 |
| i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 55 |
| ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 56 |
| iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 58 |

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

| | |
|-----------|---|
| 21年7月 | 書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等） |
| 8月～9月 | 評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） |
| 10月～12月 | 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査） |
| 12月～22年1月 | 運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） |
| 1月 | 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知 |
| 3月 | 評価委員会の開催（評価結果の確定） |

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

| | |
|---------------|----------------------|
| 赤岩英夫 | 元 群馬大学長 |
| 鮎川恭三 | 元 愛媛大学長 |
| 池端雪浦 | 前 東京外国語大学長 |
| 江上節子 | 武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問 |
| 尾池和夫 | 国際高等研究所長 |
| 大塚雄作 | 京都大学教授 |
| 岡本靖正 | 前 東京学芸大学長 |
| 荻上紘一 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 梶谷誠 | 電気通信大学長 |
| 金川克子 | 神戸市看護大学長 |
| 北原保雄 | 元 筑波大学長 |
| ○小出忠孝 | 愛知学院大学長 |
| 河野通方 | 大学評価・学位授与機構評価研究部長 |
| 児玉隆夫 | 帝塚山学院学院長 |
| 後藤祥子 | 前 日本女子大学長 |
| 小林俊一 | 秋田県立大学長 |
| 小間篤 | 科学技術振興機構研究主監 |
| 齋藤八重子 | 元 東京都立九段高等学校長 |
| 佐藤東洋士 | 桜美林大学長 |
| 鈴木昭憲 | 前 秋田県立大学長 |
| 永井多恵子 | 前 日本放送協会副会長 |
| ハンス ユーゲン・マルクス | 南山学園理事長 |
| 福田康一郎 | 医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長 |
| 森本尚武 | 元 信州大学長 |
| 山内芳文 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| ◎吉川弘之 | 科学技術振興機構研究開発戦略センター長 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

| | |
|----------|----------------------|
| 赤 岩 英 夫 | 元 群馬大学長 |
| 鮎 川 恭 三 | 元 愛媛大学長 |
| 岡 本 靖 正 | 前 東京学芸大学長 |
| ◎荻 上 紘 一 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 北 原 保 雄 | 元 筑波大学長 |
| 児 玉 隆 夫 | 帝塚山学院学院長 |
| 小 間 篤 | 科学技術振興機構研究主監 |
| 鈴 木 昭 憲 | 前 秋田県立大学長 |
| 福 田 康一郎 | 医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長 |
| 森 本 尚 武 | 元 信州大学長 |
| 山 内 芳 文 | 大学評価・学位授与機構教授 |

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第6部会)

| | |
|----------|--------------------|
| 石 弘 光 | 放送大学長 |
| 江 川 雅 司 | 明治学院大学教授 |
| ◎荻 上 紘 一 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| ◎北 原 保 雄 | 元 筑波大学長 |
| ◎近 藤 浩 二 | 合同会社希少糖生産技術研究所代表社員 |
| 鈴 木 賢次郎 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 濱 名 篤 | 関西国際大学長 |
| 山 内 ひさ子 | 長崎県立大学教授 |
| 山 倉 健 嗣 | 横浜国立大学教授 |
| 山 内 芳 文 | 大学評価・学位授与機構教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

| | |
|----------|-----------|
| 赤 岩 英 夫 | 元 群馬大学長 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| ◎佐 藤 東洋士 | 桜美林大学長 |
| 清 水 秀 雄 | 公認会計士、税理士 |
| ◎和 田 義 博 | 公認会計士、税理士 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

滋賀大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 地域連携センター、産業共同研究センターは、互いに密接な関係を保ちながら、自治体との協力協定による「まちづくり」や産学連携協力協定を基にした事業創発への取組など、特色ある教育研究活動を活発に行っている。
- 経済学部では、問題演習（コア・セッション）や陵水学習教育支援室で学習支援を行う際に、T A・S Aが有効に活用されている。
- 平成 18 年度文部科学省特色G Pに「びわ湖から学ぶ環境マインドー調査艇を利用した湖上体験学習ー」が採択され、びわ湖をフィールドとした実感的体験と科学的な調査を通して環境マインドと問題解決のための実践力の向上を図っている。このプログラムは、支援期間終了後も「湖上体験学習」等の実施に係る資金を措置し、継続実施している。
- 平成 18 年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに「リスクリサーチャー養成の教育プログラム」が採択され、中国東北財経大学との間で海外共同教育プログラムを開発するなどの活動を行っている。このプログラムは、支援期間終了後も、D 2 及びD 3 研究報告会や国際共同研究として、その活動を継続している。
- 学生による授業アンケート等を、F D 事業報告書として毎年公開し、特に重要な教育上の課題については、全学教育改革フォーラムでの報告や教育改革広報誌『s u - L（スール）』の公開等を通じて全教職員に公表し、問題の共有化を図っている。さらに、教育改善の取組や先進的な教育経験の交流を目的として、全学教育改革フォーラムを毎年開催し、学生の参加も可能にしている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育学研究科教科教育専攻 10 専修のうち 2 専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。
- 専攻科においては、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学では学則第1条で、「滋賀大学は、教育基本法の精神と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、平成12年1月には、「知の21世紀をきり拓く－滋賀大学の理念－」と題して、大学の理念、及びそれに沿った各学部の理念を策定し、ウェブサイト等に掲載している。ここでは、「21世紀における大学の社会的役割を念頭に置き、個性ある魅力的な大学をめざし」、教育理念として、「グローバルな視野をもち、人間性ゆたかな教養を備えた専門性の高い職業人の養成」を掲げ、(1)人間性ゆたかな専門人の養成、(2)創造的精神を培う教育システム、(3)地域への積極的な貢献、(4)世界への発信と交流、(5)特色ある複合大学、(6)自律的で活力ある大学運営、の6つの目標に向かって大学づくりを推進するとしている。

なお、各学部においても、教育学部規程では第1条の2において、「本学部は、教育の今日的かつ普遍的な課題に対応しうる能力を持つ人材の育成を目的とする。」と定め、第3条では、各課程の育成する人材を明確に定めている。経済学部規程においても、第3条の2において、「本学部経済学科、ファイナンス学科、企業経営学科、会計情報学科、情報管理学科及び社会システム学科は、「国際的視野を持ち、地域社会に貢献する専門職業人の養成」を目的とし、「意識・知識・見識」の涵養と問題探求能力を持つ人材の教育に取り組む。」と定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学院の目的は、学則第77条に「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。第79条では「修士課程及び博士前期課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定め、第80条で「博

士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と、それぞれ課程ごとの目的を明確に定めている。

また、教育学研究科の教育研究上の目的は、教育学研究科規程第2条の2において「研究科は、時代の進展に対応できる教員としての専門的学識及び実践的能力を育成すること、並びに現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。」と定め、第2条の3において専攻ごとの目的が定められている。

経済学研究科の教育研究上の目的については、経済学研究科規程第2条の2において「博士前期課程経済学専攻、経営学専攻及びグローバル・ファイナンス専攻は、経済、経営及びファイナンスに関する高度な専門知識を身につけた視野の広い経済人と研究者の養成を目的とする。」と定め、同条第2項において「博士後期課程経済経営リスク専攻は、経済学及び経営学に基礎を置きつつ、リスクに関する高度かつ体系的、総合的な研究能力を備えたリスクリサーチャーの養成を目的とする。」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の目的、教育理念・基本の方針、学部の理念は、ウェブサイトや広報誌等で明示し、全教職員及び学生に周知するとともに社会に広く公表している。教職員に対しては、日常業務との関わりで会議の場や、中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価報告会等の全学の会合の場を通じて当該大学の目的等を示している。また、学生に対しては新入生オリエンテーションや全学教養教育、在学生へのガイダンスなどの機会を通じて大学・学部の目的を認識させている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、その沿革から、教育学部、経済学部の2学部を置いている。

教育学部は、教育学部規程第1条の2に定められた教育研究上の目的を達成するため、教員組織として各教科教育に関する講座、及び学校教育、幼児教育、障害児教育に関する講座とそれに関連する情報教育及び環境教育の講座を置き、また教育上の必要性から課程制をとり、学校教育教員養成課程と教員免許取得を卒業要件としない情報教育課程、環境教育課程の3課程を置いている。学校教育教員養成課程は平成17年度に課程の再編を行い、学校教育系の下に教育文化・学校心理・学校臨床・幼児教育の4つのコース、障害児教育系の下に障害児教育の1つのコース、総合教育系の下にメディア教育・国際理解教育・地域学習コースの3つのコース、カリキュラム開発系の下に教科教育を6つの複合したコースに統合し、4つの系の下に14コースからなり、情報教育課程は文化情報・理数情報の2コース、環境教育課程は環境教育の1コースからなっている。

経済学部は、経済学部規程第3条の2に定められた教育研究上の目的を達成するために、学科制をとっており、平成5年10月の学科改組以降、経済学科（基礎理論、応用経済論、政策経済論、比較経済論の4講座）、ファイナンス学科（ファイナンス計画、ファイナンス市場、ファイナンス・システムの3講座）、企業経営学科（マネジメント、マネジメント・ポリシー、マネジメント・サイエンスの3講座）、会計情報学科（財務会計、管理会計、国際会計の3講座）、情報管理学科（数理科学、経営情報、情報基礎の3講座）、社会システム学科（社会システム、法システム、思考情報システム、国際文化システムの4講座）の6学科（20講座）から構成されている。各学科には、主として昼間に授業を行う昼間主コースと、主として夜間に授業を行う夜間主コースを設置している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育に係る体制は、全学的には副学長・理事（教育・学術担当）を責任者とした全学教育部会、全学共通教育部会と、それぞれの学部における教務担当の副学部長を責任者とする学務委員会等が連携して運営している。

このうち全学教育部会は、副学長・理事（教育・学術担当）の下に、学部の副学部長（教務担当）、各学部選出の教員2人及び学務課長で構成し、全学的な教育改革及びファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の企画・立案及び調整など全学的な教育課題への取組の推進等を任務としている。

また、全学共通教育部会は、副学長・理事（教育・学術担当）の下に、学部の副学部長（教務担当）、各学部選出の教員2人及び学務課長で構成し、全学共通教養科目の実施運営のために、年間の開講科目の企画・調整、特任教員・非常勤講師やTAの件費の確保、遠隔講義や他学部への提供科目の企画・調整を行っている。

全学共通教養科目以外の教養教育科目（大学入門科目、外国語科目、体育科目）は、各学部で学務委員会によって企画、実施している。

これらの全学教育部会と全学共通教育部会は年7回程度、各学部の学務委員会は毎月1回以上開催し、教務関連事項について審議を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、教育学研究科（修士課程）、経済学研究科（博士前期・後期課程）を設置している。

教育学研究科は、教育学研究科規程第2条の2に定められた教育研究上の目的を達成するため、学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の3専攻により構成されている。学校教育専攻には「学校教育及び環境教育・情報教育に関する諸問題を科学的に解明する研究能力と問題解決のための実践力を養うこと」を目的として、学校教育専修、環境教育専修、情報教育専修の3専修を、障害児教育専攻には「障害児教育に関する諸問題を総合的に解決するための資質と能力を養うとともに、教育実践の分析・理論的再構成を行う能力を養うこと」を目的として、障害児教育専修を、教科教育専攻には「各教科に関する諸問題を解明するために必要な教育実践・研究能力の向上を図ること」を目的として、国語教育専修、社会科教育専修など教科ごとの10専修をそれぞれ置いている。

経済学研究科は、博士前期課程として、経済学専攻、経営学専攻、グローバル・ファイナンス専攻の3専攻を設置しており、各専攻は、「経済、経営及びファイナンスに関する高度な専門知識を身につけた視野の広い経済人と研究者の養成」を目的としている。博士後期課程として、「経済学及び経営学に基礎を置きつつ、リスクに関する高度かつ体系的、総合的な研究能力を備えたリスクリサーチャーの養成」を目的とした経済経営リスク専攻を平成15年度から置いている。

また、平成14年度からは博士前期課程経営学専攻内に、野村総合研究所との連携大学院を設置し、経営環境に関する実践的教育の充実を図っている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、特別支援教育専攻科障害児教育専攻を設置している。

当該専攻科は特別支援教育（障害児教育）に携わる教育者の資質向上を図るため、主として現職教員を対象とし、特別支援教育（障害児教育）に関する高度の専門事項を教授し、その研究を指導して、この分野において優れた教育者を養成することを目的としている。

当該専攻科では、知的障害児教育の研究を始め、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症などの軽度発達障害に関する研究、教育を行い、1年間で特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）又は特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱

者) を取得することができる。

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学の教育研究に必要な附属施設・センター等は、附属図書館のほか、学内共同施設及び学部附属施設からなっている。

附属図書館は、教育研究に必要な図書、雑誌、電子的資料等を収集管理して、学生の学修や教員の研究を支援している。

情報処理センターは、学術研究、情報通信技術（ICT）教育及び学生の自主学習の便に供することを目的とし、当該大学のキャンパス情報ネットワークシステムやコンピュータシステムの運用・管理及び研究開発を行うとともに、利用者に対する技術指導、情報提供等を行っている。

生涯学習教育研究センターは、コミュニティ事業に関する調査研究とともに大学公開講座の実施や淡海生涯カレッジを滋賀県と共同で実施し、滋賀大学「環境学習支援士」養成プログラムを実施するなど、地方自治体や地域に対する生涯学習教育と研究を実施している。

地域連携センター及び産業共同研究センターは、互いに密接な関係を保ちながら、自治体との協力協定による「まちづくり」への取組に協力し、産学連携協力協定を基にした事業創発への取組や、民間企業等との共同研究や経営・技術相談及び地域貢献事業の組織的・総合的な窓口の役割を果たすなど、地域連携活動を行うとともに、当該大学の教育・研究を推進している。

環境総合研究センターは、持続可能な社会の実現に資することを目的とし、県内にびわ湖を持つ地域的特性を活かして、湖沼・流域研究を始め、環境経済、環境政策、環境教育、地域・生活環境などの特徴ある環境研究を継続し、環境に関する学際的・総合的な研究、情報収集・提供、国内外諸機関との協力などを行うとともに当該大学の環境教育を担っている。

国際センターは、海外の大学等との交流、受入留学生の教育と生活支援、派遣留学生の教育など国際交流に関わる業務全般を行うとともに、国際協力や異文化理解に関する教育や研究活動を行っている。

また、教育学部に附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校の4校園を置き、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校教育法に基づき、保育又は教育を行うとともに、学部における幼児、児童及び生徒の教育に関する研究に協力し、かつ、学部の計画に基づき、学生の教育実習の実施に協力することを目的としている。特に、教育学部と附属学校教員による共同研究の推進、自治体との協力事業、教育実習の責任ある遂行等を重点的強化事項として実施している。

経済学部附属史料館は、近江商人関連の史資料の調査・収集を行い、常設展示として公開している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

当該大学は、国立大学法人法第21条の規定に基づき、教育・研究に関する重要事項を審議するため教育研究評議会を設置し、月に1度開催している。教育研究評議会は、学長を議長とし、理事2人、学部長等で構成し、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言に関する事項など、教育研究に関する重要事項について審議を行っている。

学部の運営等に係る審議機関として、各学部に教授会を設置している。教授会の審議事項・運用等は、各学部教授会規程に定めている。

教授会は、学部長を議長とし、教授、准教授、講師、助教で構成しており、通常は毎月1回その他必要に応じ臨時に開催し、授業科目の開設、編成及び履修方法の決定や学生の入学、卒業等に関する規則の制定、運用など、教育活動に関する重要事項に関して審議を行っている。また、学部長の下に、学務・入試・学生・教育実習委員会等を設けて、各事項の迅速な対応を行っている。

なお、各研究科には、大学院研究科委員会を置き、研究科長及び研究科を担当する教員から構成され、学位論文の審査及び最終試験に関する事項、研究科の教育課程に関する事項、大学院学生の入学、休学、退学、転学、留学、褒賞、除籍及び懲戒等に関する事項など、大学院教育に関する運営等について審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

当該大学では、学士課程における全学の教育課程・教育方法を検討する組織として理事（教育・学術担当）の下に全学教育部会及び全学共通教育部会が置かれている。

全学教育部会は理事のほか、学部教員各3人（うち1人は教務担当副学部長）、学務課長、大学院に関わる事項を審議する場合には各研究科の副研究科長を加えて構成され、中期目標・中期計画及び各事業年度計画を踏まえ、全学的な教育改革（大学院を含む。）及びFDに関する企画・立案及び調整することを任務とすることが部会要項に定められている。全学共通教育部会は、理事のほか、学部教員各3人（うち1人は教務担当副学部長）、学務課長で構成され、中期目標・中期計画及び各事業年度計画を踏まえ、全学共通教養教育、体験学習等に関する企画、立案及び調整に関することを任務とすると部会要項に定められ、両部会は、平成20年度に9回の合同会議を開催し、教務関連事項について実質的な審議を行っている。

各学部においては、学務委員会を設置し、通常は月に2回程度、加えて必要に応じ臨時に開催して、通常の教務関連事項について協議を行っている。また、カリキュラム編成や教育課程における大きな変更等に係る検討については、教育学部では教務カリキュラム運営委員会、経済学部ではカリキュラム編成部会を、通常2～3か月に1回、さらに検討を必要とする場合には臨時に開催している。教育課程や教育方法を検討するために、教育学部の教育改革推進委員会や経済学部の体制整備委員会とFD委員会は、授業アンケートの実施と分析、授業方法に関する講演会などを実施し、教育課程や教育方法の改善に取り組んでいる。

大学院においては、教育学研究科では運営委員会、経済学研究科では大学院制度検討委員会と大学院学務委員会を設置し、教育課程や教育方法等の検討と改善を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 地域連携センター、産業共同研究センターは、互いに密接な関係を保ちながら、自治体との協力協定による「まちづくり」や産学連携協力協定を基にした事業創発への取組など、特色ある教育研究活動を活発に行っている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学では、教育目的を達成するため、学則第7条において、教員組織として学部修士講座を、大学院経済学研究科（博士後期課程）に博士講座を置くことを定め、基本的には教育組織と一体となった大講座制を採用している。また、中期目標の「教育の実施体制等に関する目標」において、「教育課程に柔軟に対応する教員組織を編制する。」との目標を掲げている。

教育学部においては、講座制を基に教員配置をするとともに、教育課程に応じた教員組織を編制している。教員免許状取得を目指した学生を育てるための1課程と、必ずしも教員免許状の取得を要件としない2課程の合計3課程を設置し、3課程は、平成17年度課程編成の改革により、全体で17コースに分けられている。3課程は相互に連携を取りながら、各コースに主担当、副担当教員を配置し、コースごとのカリキュラムに対応して少人数教育を行うことができる体制をとり、学生に対して履修方法の助言、生活上の相談から卒業論文の指導までを行っている。

経済学部においては、経済、ファイナンス、企業経営、会計情報、情報管理、社会システムの6学科20講座からなる学科・大講座によって教員組織を編制している。各学科には学科長を配置し、学科長は学科会議を主宰して、学科における教育課程の実施について責任ある体制がとられている。大人数の教員を抱える学科では学科長の下に講座長を置き、講座会議が適宜開催されている。学科会議では学科に関わる教育研究上の諸問題を審議し、学科を越える問題については教授会で審議している。

経済学研究科博士前期課程においては、3専攻のそれぞれをリサーチ・コースとプロフェッショナル・コースに分け、20の修士講座が連携して教育指導に当たっている。平成14年度から経営学専攻に野村総合研究所との協定により客員教員を招聘し、実践的教育の充実のために連携大学院を設置している。また、経済学研究科博士後期課程においては、学則第7条で、経済経営リスク専攻に3講座からなる教員組織を編制することを定めている。教育研究指導にあつては3人の主副指導教員からなる集団指導体制がとられ、指導教員懇談会を適宜開催している。指導教員懇談会を越える問題については研究科委員会において審議している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教育学部：専任97人（うち教授66人）、非常勤54人
- ・ 経済学部：専任100人（うち教授49人）、非常勤26人

授業科目の担当については、教養教育科目群の全学共通教養科目は、全学の教員の出勤体制により専任教員が担当し、専門教育科目についても主要な授業科目は専任教員の教授、准教授及び講師が担当しており、専任教員では対応困難な教養教育科目群の科目と専門教育科目群の一部の授業科目について非常勤講師が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員81人（うち教授68人）、研究指導補助教員19人

〔博士前期課程〕

- ・ 経済学研究科：研究指導教員83人（うち教授48人）、研究指導補助教員0人

〔博士後期課程〕

- ・ 経済学研究科：研究指導教員36人（うち教授36人）、研究指導補助教員12人

なお、教育学研究科教科教育専攻の各専修においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用することとすれば、平成21年5月1日現在、次の専修において必要とされる研究指導補助教員を下回っている。

- ・ 数学教育専修：研究指導補助教員1人不足
- ・ 保健体育専修：研究指導補助教員1人不足

このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で重大な支障があると考えられるが、準則主義の立場から、大学院設置基準に教科教育専攻の必要教員数の規程がないことを前提とすれば、当該専攻の現状を大学院設置基準違反と断ずることはできない。しかしながら、当該専攻の教育研究の目的を達成するためには、専攻に準じて教育研究活動を実施している専修が教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている現状は、速やかに是正されなければならない。このことについて、当該研究科は保健体育専修の研究指導補助教員を平成21年10月1日付で採用して配置し、さらに数学教育専修に特任教員（専任型）を平成22年10月に配置することによって応急的な是正措置を講じることとしているが、抜本的な是正のためには、当該研究科はもとより、全学的な立場からの対応が必要である。

経済学研究科については、大学院設置基準に定められている研究指導教員及び研究指導補助教員が専攻ごとに確保されている。

これらのことから、教育学研究科教科教育専攻において、教育研究の目的達成の上で、不十分な教員配置状況にあり、速やかに是正が求められるものの、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補

助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学の中期目標・中期計画においては、「女性、社会人及び外国人を採用して教員の構成を多様化する」ことを目標として、「教員の採用は原則公募制にする、任期制の運用のあり方や多様な勤務形態について検討する、教員の女性比率の向上、外国人教員比率の向上に努める」ことを計画に掲げている。

現在、教員の採用は、一般公募（一部の特任教員の場合を除く。）を実施しており、採用情報を他大学、他機関、研究者人材データベースへ情報提供し、当該大学ウェブサイトに掲載している。

特に、女性教員の採用の促進を図るため、教員の公募の際、男女共同参画に配慮する旨明記しており、専任教員における女性教員の比率は、平成16年度17%から平成21年度19%に増加している。外国人教員については、過去5年間大きな変化はないが、比率向上を中期計画に掲げて全学的に取り組んでいる。

このほか、教員組織の活動を活性化するために、教育学部では滋賀県教育委員会と連携し、実務経験を持つ者を専任教員（教授）として採用しているほか、人事交流により1人（准教授）を採用している。経済学部では、企業・官公庁等からの人材登用も行っており、平成21年5月1日現在8人が在職している。また、各センター等においても、様々なキャリアを持った人材を採用するなど、その特性に応じた取組を実施している。さらに、全学的に教員の新しい雇用形態として特任教員制度を導入している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用や昇格等については、大学設置基準に基づいて滋賀大学教員選考基準を制定し、さらに各学部の教員の選考規程を定めている。実際の採用や昇任に当たっては、さらに選考手続きや具体的な基準を定めた各学部の内規等に従い実施している。なお、特任教員（専任型）の採用については専任教員と同等の規定・内規等を援用している。

採用や昇格の手順としては、選挙により選出された教員から構成される学部人事委員会等が厳密な審査を行い、採用並びに昇任の原案を提案し、教授会において審議決定している。教育学部では、教員の採用や昇任等に際して教育上の指導能力又は教育研究上の指導能力を評価するため、教育に関する実績や大学教育に関する研究業績を加味して審査することを教育学部教員選考基準に明記しており、大学院担当教員についても、大学院資格審査委員会において履歴書や教育研究業績に基づいて審査し、審議決定している。また、経済学部・経済学研究科では、教員の採用に当たって、教育研究上の指導能力を評価するため、シラバスを書かせるなど、採用・昇任の基準を適切に運用している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する評価は、教員自身による個人評価（教育評価を含む。）と学生による授業評価を通じて定期的に行われている。

教育活動に関する評価を含む教員の個人評価については、平成16年度から進められた議論に基づいて、平成18年度に評価領域及び評価項目を定めた上で試行を行い、その結果を踏まえ、平成19年度に滋賀大学の教員個人評価に関する規程を定め、毎年自己点検報告書を提出し、3年に1度自己評価を基に教員評価を実施し、評価結果を各教員に通知することとしている。

年2回定期的に実施する学生の授業評価アンケートでは、分析結果を各教員に返却している。毎年のFD活動の結果はFD事業報告書として冊子化され、それらの結果に基づいて全学教育部会・全学共通教育部会が中心となって、教育改革フォーラムを開催し、問題意識の共有化と情報の蓄積を図っている。

また、学生による授業評価についての教員調査報告の結果（『平成19年度FD事業報告書』）は、多くの教員が学生の評価を活かして授業の改善に取り組んでいることを示している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の研究活動は当該大学の「教育研究スタッフ総覧」にデータベース化され、公開されており、教員は教育内容に関連した分野において研究活動を進めており、その成果を担当講義や演習においてフィードバックすることができることを示している。

なお、教育学部教員選考基準では、「いずれの職においても、大学院又は学部の主たる担当科目に関わる業績の数が、それぞれ基準の数の半数以上となっていること。」という条項を定め、教育内容と関連する研究活動が行われることを担保している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するために必要な事務部門として、学務課は全学に係る学務関係事務を総括し、60 km離れた別キャンパスにある教育学部の事務部には教務係を置き、教育学部及び教育学研究科の学務関係事務を所掌している。学務課や学部の教務係には、常勤の事務職員に加え非常勤職員が配置されており、さらに各学部では、センター等に教育研究支援のための常勤職員や非常勤職員を配置し、教務関係の事務や学生・教員への対応に当たっている。

各学部においては、学務委員会又はティーチング・アシスタント運営委員会の責任の下、TAを配置し、実験、実習、演習等の教育補助業務を行っているほか、大学独自の制度としてSA（学部学生の教育補助業務従事者）制度を導入し、学生の学習支援を行っている。なお、教育補助業務の実施に当たっては、TA及びSAの研修会も適宜実施されている。

また、図書館には司書職員を配置し、教育支援を実施している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員組織の活動を活性化するために、教育学部では滋賀県教育委員会と連携し、実務経験を持つ者を専任教員（教授）として採用しているほか、人事交流により1人（准教授）を採用している。経済学部では、企業・官公庁等からの人材登用も行っており、平成21年5月1日現在8人が在職している。

【改善を要する点】

- 教育学研究科教科教育専攻10専修のうち2専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学では平成11年度に策定した当該大学の理念・目標に基づき、両学部と教育学研究科では平成15年度、経済学研究科では平成14年度にアドミッション・ポリシー（学生受け入れ方針）を策定し、求める学生像を示すとともに、「多様な入学者選抜を実施し、志願者の能力や資質を総合的・適切に評価判定する」とする入学者選抜の基本方針を定めている。

アドミッション・ポリシーは、当該大学のウェブサイト及び大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項に掲載し公表するとともに、オープンキャンパス、各種進学相談会や大学説明会、高等学校訪問、滋賀県及び京都府の高等学校進路指導担当教諭との研修会、高校生や保護者の大学見学会などで配布し、周知している。

また、アドミッション・ポリシーの周知度や理解度を検証するため、入学者に対して「アドミッション・ポリシーに関するアンケート調査」を実施し、その結果を踏まえて、入学者選抜要項や学生募集要項のアドミッション・ポリシーの記載箇所を巻頭に配置し、周知方法の改善を図っている。

大学院についてもアドミッション・ポリシーをウェブサイト及び大学院案内、学生募集要項に掲載し公表するとともに、大学院説明会などで周知している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに沿って、当該大学では多様な入学者選抜を実施し、様々な評価の観点から志願者の能力や資質を総合的に評価・判定している。

学部では、前期日程・後期日程の一般入試のほか、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生入試、帰国子女入試、3年次編入学入試（経済学部のみ）による入学者選抜を実施している。

一般入試の前期日程では、大学入試センター試験による基礎学力の習得度と個別学力検査（教育学部で一部、実技検査を実施）を総合して選抜を行い、後期日程では、大学入試センター試験の成績のほか個別学力検査や小論文・面接などを総合して選抜している。

推薦入試では、大学入試センター試験や個別学力試験は課さず、推薦書・調査書・小論文・面接などにより、当該大学への志望動機や学習意欲、当該大学の教育理念への適合性を総合して選抜している。教育

学部では地域教育に貢献できる人材育成のための地域枠を設定している。また、社会人入試、私費外国人留学生入試、帰国子女入試、3年次編入学入試では、それぞれの選抜ごとに英語や小論文・面接などと日本留学試験やTOEFLの成績を総合するなどにより判定している。

大学院では、一般入試のほか、推薦入試、社会人入試、外国人留学生入試を実施している。経済学研究科では、夏季・冬季に分けて募集を行うとともに、社会人入試を一般社会人、熟年社会人、派遣社会人に区分し、それぞれ面接点のウェイトを変えるなどの工夫を行っている。また、教育学研究科では現職教員等を対象とした募集を行うなど多様な選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学部では、アドミッション・ポリシーに基づき、留学生、社会人、3年次編入学生の受入等についても入学者選抜の趣旨を募集要項に明記し、それぞれに対応した選抜を実施している。

社会人入試は、教育学部では小論文と面接、経済学部の昼間主コースの選抜では英語・小論文・面接、夜間主コースの選抜では小論文と面接を課して判定している。私費外国人留学生入試は、日本留学試験の成績と当該大学が実施する学力試験や実技（教育学部）、面接により判定している。経済学部で行われている編入学入試は、他大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の卒業生を3年次編入生として受け入れるため、英語と面接を課している。なお、上記いずれの選抜も大学入試センター試験は課していない。

大学院においても、アドミッション・ポリシーに沿って、経済学研究科の外国人留学生入試では筆記試験、口述試験により、外国人学生として受け入れている。同じく社会人入試では一般社会人、熟年社会人、派遣社会人に区分し、一般社会人と熟年社会人については筆記試験・口述試験により、派遣社会人については、研究計画書及び口述試験の結果をそれぞれ総合して判定し、社会人学生として受け入れている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験に関する事項について企画・審議・決定し、入学試験の円滑な実施運営を図るため、学長を委員長として、副学長・理事（教育・学術担当）、各学部長、各研究科長、学部から推薦された教員各2人、研究科から推薦された教員各2人及び入試課長を構成員とする入学試験委員会を設置している。

入学試験委員会の下に、各学部及び各研究科に入試運営委員会が設置され、出題委員、校正委員、採点委員、監査委員が置かれている。

入学試験問題の作成手順については、個別学力検査問題作成要領に定めるチェックシートに基づき、出題委員全員による作題時の点検を行った上で原稿を作成し、予備審査を経た後、さらに副学長、学部長、入試委員及び主任出題委員による問題審査を実施して完成している。その後、印刷完了までの2回の校正時にチェックシートによる点検を行っている。また、試験当日においても出題委員及び作題者以外の者も含めて点検を実施し、出題ミス等を未然に防止する体制をとっている。

入学試験の実施に当たっては、実施要領及び監督要領を作成・配付し、監督要領に従って進行するよう周知徹底を図り、各試験開始前には監督者へ注意事項を伝達するなどして、実施している。

また、採点業務においては、試験科目ごとに専用室を設け、厳格な管理体制の下で、解答例に基づき採点委員による複数チェック体制をとり、採点ミスのないように実施している。その後、監査委員による監

査を経て、合否判定においては、監査報告を受けた上で、教授会で審議・決定している。

大学院では、研究科ごとの入学試験実施計画を定め、研究科長を責任者とする実施体制により、試験問題作成、試験実施及び入学者選抜を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜方法に関する検証については、入学試験の結果、入学後の成績、選抜の種類との関係などについて学部の入試運営委員会や入試制度検討委員会で調査・分析し、さらに全学的には入学試験委員会で、『入学者選抜方法検討状況報告書』などを基に適切な選抜方法について検討している。

これらの取組の結果、教育学部の一般入試では、平成 17 年度入試から、これまでの教科に沿った系・コースによる募集単位を、課程ごとの募集単位とし、選抜区分を文系型、理系型、面接型、実技型として、得意科目での受験ができるように変更し、また、平成 20 年度入試から、前期日程の実技型については実技をより重視する配点としている。さらに、推薦入試では、一般推薦と地域推薦に区分し、一般推薦は、従来同様、学校教育、情報教育、環境教育に強い関心を持つ人材を求め、新たに設けた地域推薦では、滋賀県内の高等学校に在籍する生徒を対象として、将来滋賀県で学校教員など地域教育に貢献できる人材を求める選抜方法を導入している。

経済学部的一般入試では、平成 16 年度入試から、大学入試センター試験利用方法・科目に関して、「5教科7科目型」及び「3教科3科目型」の2つの採点方式を併用した総合順位方式を導入し、多様な志願者の受験機会を保証するとともに、学生の志望学科も考慮した選抜を行っている。そのほか、経済学部では、平成 21 年度入試から、情報管理学科に係る個別学力試験の教科選択類型を他の学科と同じく「国語・外国語」又は「数学・外国語」の2つの選択類型としている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 教育学部：1.07 倍
- ・ 経済学部：1.08 倍
- ・ 経済学部（3年次編入）：1.04 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：1.02 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 経済学研究科：0.95 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 経済学研究科：1.06 倍

〔専攻科〕

滋賀大学

- ・ 特別支援教育専攻科：0.32倍

なお、特別支援教育専攻科については入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は専攻科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 専攻科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学の目的に基づいて、教育学部では教育学部規程第1条の2で、経済学部では経済学部規程第3条の2で教育研究上の目的を定めている。この目的に沿って、教育課程は教養教育科目と専門教育科目、及び自由選択科目（教育学部のみ設定）から構成されている。教養教育科目は、大学入門科目、全学共通教養科目、外国語科目、体育科目、日本語・日本事情（留学生のみ）から構成されている。このうち全学共通教養科目（20単位）については、特定主題分野（「近江」、「環境」、「国際化と東アジア」、「ライフデザイン」の4領域で構成）を加え、人文科学、社会科学、自然科学、特定主題の4分野をバランスよく履修することを求めている。全学共通教養科目以外の教養科目と専門教育科目についてはそれぞれの学部が主体となって実施している。

教育学部の教育課程は、学校教育教員養成課程、情報教育課程、環境教育課程とも、最低132単位を履修することとしており、34単位の教養教育科目を除く98単位が専門教育科目及び自由選択科目となっている。専門教育科目（全学共通教養科目以外の教養科目を含む）については、学校教育教員養成課程では、教員免許取得のために必要となる科目、共通教職科目、初等教科内容学、初等教科教育学、教育実践研究及び教育実習科目、教育体験科目の履修（35～68単位）を課すとともに、自らの得意分野となる専門科目

の履修を課している。なお、学校教育教員養成課程は4つの系と14のコースを擁するため、得意分野の専門科目は系の共通科目を履修し、さらにコースの基礎科目を履修した上でコース必修科目・コース選択必修科目・選択科目を履修し、卒業論文を作成するように編成されている。情報教育課程と環境教育課程においては、共通教職科目（8～12単位）の履修を課した上で、自らの得意分野である専門科目の履修と卒業論文を課している。

経済学部の教育課程は、6学科とも、卒業には最低124単位を履修することとしており、教養教育科目（36単位）と専門教育科目（88単位）で編成されている。専門教育科目は、教育目標に沿って、三層構造で編成されている。第一階層は、1年次春学期で、大学教育への入門を意図しており、教養教育科目の大学入門科目（6単位）とともに専門教育科目として学科ごとの授業科目「〇〇学科で学ぶ」（2単位）を課している。第二階層は、1年次秋学期から2年次にかけて、経済学部生としてのミニマムの共通知識（ミクロ経済学やマクロ経済学、統計学、簿記会計など13科目をコア科目群と称し、18単位以上の修得が必要）を確実に修得させることを目的としている。第三階層は、専門知識とそれを実践に活用できる問題発見・解決能力を高めることを目的として、専門演習（8単位）、専門語学演習（2単位）、その他の専門科目（56単位）のうち学科専門科目16単位を含めて履修することを課している。また、専門教育科目の履修モデルとして17の専門コースを示し、コースの科目群を履修した者には、専門コース修了の認定を与えている。

いずれの学部も、カリキュラムを体系的に学習できるように各授業科目に標準的な学年配当を示している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

滋賀県に立地する大学間の教養科目単位互換制度（環びわ湖大学コンソーシアム）への参加や放送大学等との単位互換制度支援、インターンシップやボランティア活動の単位認定制度の実施、国際センターによる単位修得可能な各種体験型国際研修プログラムの開発（例：タイ・エコスタディ・ツアー）など、学生のニーズに対応した魅力ある授業科目の開発と制度化を行っている。さらに授業科目への研究成果や学術の発展動向を反映させる取組として、例えば全学共通教養教育科目の中で、教育学部教員の研究成果による携帯電話コメントカードシステム（携帯電話を意見発表のための学習者端末として利用する）を活用し、小グループによる問題解決演習をユビキタスな環境で行っている。この「知識創造型ユビキタスな学びプロジェクトー携帯電話対応コメントカードシステムを活用した知識創造力の育成ー」は、平成18年度の文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択されている。また、長年にわたるびわ湖や環境に関する研究・教育の実績を土台とし、新しい教育方法を導入することにより、環境教育、環境保全のリーダーとなりうる人材の育成を目指す目的で、調査艇による湖上体験学習を教育学部1年次生の必修科目である「環境教育概論」の中に取り入れている。この「びわ湖から学ぶ環境マインドー調査艇を利用した湖上体験学習ー」は、びわ湖をフィールドとした実感的体験と科学的な調査を通して環境マインドと問題解決のための実践力の向上を図る取組であり、平成18年度の文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択されている。これらのプログラムは、支援期間終了後もブレンディッド型e-learningや「湖上体験学習」等の実施に係る資金を措置し、継続実施している。

平成20年度には、文部科学省「産学連携による実践型人材育成事業ーサービス・イノベーション人材

育成」に経済学部の「公共的対話と知的共同作業をベースにイノベティブな「心の習慣」と「イノベーション評価能力」を養成し、地域的競争力の強化にコミットメントする中核的人材育成事業」が採択され、イノベーション力を持った人材を育成するための教育プログラムの開発と試行に着手し、社会のニーズに即した教育プログラムの開発の取組が進められている。

そのほか、実践的指導力を持った教員養成、英語による授業（「Japanese Economy and Business」、「Japanese POP-Culture」）の実施、1年次生全員を対象としたTOEIC試験の実施、現役の企業人トップによる「現代の経済」、「現代の経営」などの企業人講座の開設など、各学部では学生のニーズや社会からの要請等に対応して国際的視野を持った専門職業人の養成に積極的に努力している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業時間外での学習を重視し、学生に時間外での学習に取り組ませるために、履修ガイダンスや入学時のオリエンテーションを通じて履修指導を行うほか、ウェブシラバスで毎週の講義計画を示している。また、図書館や自習のための施設・設備の利用を促すとともに、学生の自主学習環境の整備を図っている。

学年暦を制定し、必要な時間数を確保するとともに、平成21年度においては祝日に3日間平常授業を実施することとしている。また、単位に見合う勉強量を確保するために1学期の登録単位数の上限（教育学部28単位、経済学部26単位）を設定している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教育効果を上げるため、講義と実習、演習の組合せや少人数教育授業の拡充、教育学部においては多人数の演習・実験科目の多くにTAを活用している例が見られ、経済学部では講義とTA・SAによる問題演習（コア・セッション）を対応させたコア科目教育を実施するなど、学習指導法の工夫を行っている。

また、全学共通教養科目では、特色GPや現代GPの採択を契機に、びわ湖体験学習のような体験型授業や携帯電話とe-learningを活用した対話・討論型の授業を取り入れている。

さらに、学部独自の工夫として、例えば、教育学部では社会環境教育実習、国際理解教育実習、地域学習実習等の実習科目にフィールドワークを取り入れている。経済学部では同窓会の協力によるインターシップや現役の企業人トップによる「現代の経済」、「現代の経営」や「リーダーシップ論」の講義、種々の授業形態を複合したプロジェクト科目など、多様な形態の教育を実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成19年度に、講義概要とシラバスを分離し、前者には授業の目的と概要や成績評価の方法を記載し、持ち運びに便利な大きさの冊子体（A5サイズ）として全学生に配付するほか、ウェブサイトにも掲載している。後者はウェブシラバスとして独立させ、学生が簡便に参照できるようにしている。このシラバスには、科目名、担当教員、連絡方法、オフィスアワー、授業の目的と概要、授業の目標、授業計画、教科

書・参考書、成績評価の方法、成績評価の基準、履修上の注意事項、参考文献などを項目化している。

全学教育部会を通じて、シラバスの入力状況を定期的に点検し、教員に対してシラバスの入力支援も行っており、学生によるウェブシラバス・全講義検索システム用サーバへのアクセス数も増加している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

大学での学習の進め方について指導を行うために、1年次に全学生に対して、「大学入門セミナー」の履修を義務付けている。ここでは、学部ごとに作成した共通テキストを使用して、履修計画の立て方、大学での学習・研究方法、学内施設・設備の利用など、自主学习を進める上で必要な知識・方法を学習させている。

1年次生の春学期は、大学入門セミナー担当の教員が、その後はコースやゼミの教員が相談員として、学習上の相談や成績不振者への指導助言等を行っている。また、全教員はオフィスアワーを設定し、シラバスに掲載して、授業を中心とした学生からの質問や相談に対応できる体制をとっている。

さらに経済学部では、陵水学習教育支援室を設置してTAやSAによる学習支援の実施や、学生の共同自主学习活動を支援するための「学習ラボ」や「開放型学習スペース」へ施設を提供している。

基礎学力不足の学生への配慮については、教育学部では高等学校で学ばなかった学生を対象として、「数学Ⅲ」の補習教育を行い、また、経済学部では、近代経済学を学ぶ上で必要な数学の基礎教育として「経済学の基礎ツール」を開講し、さらに高等学校商業科等からの推薦入試制度による合格者を対象とした入学前教育を実施している。また、1年次の英語科目においては、習熟度別クラス編成も実施している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

経済学部に夜間主コースを設置している。講義は、17時45分から始まる第6時限と19時20分から始まる第7時限に行くほか、全学共通教養科目及び専門教育科目の学科専門科目については、第5時限にも履修することができることとし、在籍する学生が受講可能な時間帯に開講している。なお、1 Semesterごとに履修申請できる授業科目の総単位数に制限を設けていないことや、昼間主コースの授業を30単位まで修得できることとして、卒業単位である総単位数124の修得に配慮している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、全学的にウェブシラバスに各授業の目標・成績評価の基準・成績評価の方法を明記し、授業初回時にガイダンスを実施して成績評価基準の周知を図っている。

特に、経済学部では、過去の試験問題をすべて『定期試験問題集』として公開し、一部の科目では試験問題のポイント解説や合格率を公開するなど、成績評価基準の客観性の確保に努めている。また、全員の提出が義務付けられている卒業論文は、所定の期日までに提出して指導教員による厳密な評価を受けることとしている。

卒業認定基準については、各学部の規程で定められ、これを記した履修手引等は入学時に学生に配付し、入学時オリエンテーションにおいて周知を図っている。卒業認定は、修得単位数を基に教授会での審議により行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

ウェブシラバスに到達目標を明確にした各授業の成績評価の基準を明記するとともに、成績に疑問がある場合に対処する制度を学部ごとに定めている。

教育学部では、履修手引に成績照会制度について記載し、成績開示日より1か月以内に担当の教員に申し出ることとしている。

経済学部では、期末試験注意事項等に成績評価に関する照会について、受付期間内に「成績評価に関する照会書」を教務係に提出することと記載し、学生に周知している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学の目的に基づいて、教育学研究科は教育学研究科規程第2条の2で、経済学研究科博士前期課程は経済学研究科規程第2条の2で、同後期課程は同研究科規程第2条の2第2項でそれぞれ教育研究の目的を定めている。

教育課程は、研究科ごとに目的に沿って編成されている。教育学研究科においては、教員としての資質の基盤をなす指導力を高めることを目指し、共通に履修する必修科目として、「学校教育総論」、「教育心理学総論」を設けるとともに、学校教育専攻学校教育専修、及び障害児教育専攻、教科教育専攻には「教材開発」、「授業研究」を設けるほか、学校教育専攻環境教育専修、情報教育専修には環境・情報共通科目を設けるなど、課題研究を含めて各専攻ともに14単位の必修科目を設け、総計30単位以上の修得と修士論文を課している。

また、経済学研究科博士前期課程では、基礎科目とコア科目群、展開科目群と「研究入門演習」を含む演習、そして実用的・実践的科目群（連携大学院科目）の3つの領域に関し、選択されるコース（リサーチ・コースは修士論文を必須とし演習6単位を含む34単位以上、プロフェッショナル・コースは修士論文を義務付けず演習4単位を含む40単位以上）ごとに異なる修了要件を課している。経済学研究科博士後期

課程は、修了に必要な単位は22単位となっている。教育課程は、「リスク基礎」と「リスク管理」、「リスクと創造」の3分野からなる授業科目6単位と「リスクの経済学特殊講義」2単位、「確率論特殊講義」2単位、特別演習8単位、プロジェクト研究2単位、及びフィールドワーク2単位を必修とする体系的な教育課程で、実践的な科目を重視するものとなっている。経済学研究科履修案内には、講義概要も掲載されており、主要な授業科目が教育課程の編成の趣旨に沿った内容になっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科の多くの授業科目において、各授業担当者は研究活動を通じて学術の先端的な発展動向を取り入れ、それを授業内容に積極的に反映している。

教育学研究科においては、実践的指導力を高めたいという現職教員のニーズにこたえるために、「実践力診断講座」による教員の資質向上プレ講座からパーソナルロードマップの作成へ」プログラムに取り組んでいる。このプログラムは平成18年度文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）」に採択されている。この取組は、現職教員の資質や問題意識を的確に把握し、各人に応じた学習方針を提示するため、「実践力診断講座」を開設し、さらに、「実践力強化講座」及び「フォローアップ講座」につなげることによって、教員の資質向上を図っている。本プログラムで作成されたビデオ教材等は、支援期間終了後も授業や演習で使用されており、教育フォーラムの実施による修了生へのアフターフォローも行われている。

経済学研究科では、大学院教育の高度化・実質化の一環として「リスクリサーチャー養成教育プログラム」を開発・実施した。この教育プログラムは平成18年度の文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択され、中国東北財経大学との間で海外共同教育プログラムを開発するなどの活動を行っている。支援期間終了後も、D2及びD3研究報告会や国際共同研究として、その活動を継続している。

他にも学生の多様なニーズにこたえるために、例えば教育学研究科、経済学研究科では入学前の既修得単位の認定や、経済学研究科博士前期課程では12単位まで他専攻履修単位の認定をしている。さらに、野村総合研究所との連携大学院では実践的科目群が提供されており、社会の要請にこたえる教育内容となっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の实質化への配慮がなされているか。

大学院では、全学の学年暦に合わせて1年間の授業期間、試験期間などを定め、授業回数の確保に努め、平成21年度においては祝日に3日間平常授業を実施することとしている。さらに、シラバスにおいて到達目標を明らかにして、学生の自主的学習を促している。履修届の提出に当たっては研究指導教員の指導の下に行うこととしている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教育目的・教育内容に応じた多様な授業形態を用意している。例えば、教育学研究科では、学校教育現場の訪問、授業参観、グループ討論やロールプレイ、教材作成、授業研究等、実践的な学習指導法を多く取り入れている。経済学研究科博士前期課程でも、ケース・メソッドを中心とした経営環境変化全般についての実践的講義を提供したり、講義、演習、実践形式の講義を適切なバランスで選択できるよう、それぞれの時間割ゾーンを定めている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、学部同様にウェブシラバスとして全学で統一的に運用され、同時に履修手引や履修案内の冊子としても大学院学生に配付している。シラバスにおいては、授業の目的と概要、授業の目標、授業計画、教科書・参考書、成績評価の方法、成績評価の基準、参考文献一覧などを項目化している。また、ウェブシラバスの入力状況を定期的に点検し、教員に対してシラバスの入力支援も行っており、学生のウェブシラバス・全講義検索システム用サーバへのアクセス数も増加している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

現職教員や社会人学生等、標準の修業年限で修了することが困難な学生のために、標準修業年限を超えて履修できる長期履修制度を設けている。また、現職教員や社会人学生に対しては大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、修業年限のうち第1年次は現職を離れて通常の昼間時間帯に通学して学修し、第2年次は現職に復帰し勤務しながら定期的又は集中的に授業・研究指導を受けることができるようになっている。

教育学研究科において、派遣教員以外の現職教員や社会人学生等のために昼夜間開講制を設けている。平日の第6時限（18時から19時30分）と第7時限（19時40分から21時10分）、土曜日に授業を開講し、さらに夏季・冬季休業期間中も集中講義を開講して、単位の修得しやすい時間割としている。

経済学研究科では、社会人学生を対象に平日の第6時限（17時45分から19時15分）と第7時限（19時20分から20時50分）に夜間開講科目を開講している。また、両課程の一部科目を大津サテライト教室で開講し、社会人学生の履修の便を図っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

各研究科規程には、規程に掲げる目的を達成するために、入学後に決定する研究指導教員の下で研究指導を受け、学位論文を作成することを定めている。経済学研究科博士前期課程では、1年次春学期においては、学生の希望指導教員としての主アドバイザー1人、及び春学期履修科目の担当教員から副アドバイザー1人の計2人による指導体制がとられている。1年次秋学期からは希望するコースにより指導体制は分かれ、プロフェッショナル・コースの場合はアドバイザー制（2人体制）が継続され、リサーチ・コースの場合は研究指導教員1人の指導を受けることとなっている。また、経済学研究科博士後期課程では、研究指導教員1人、副研究指導教員2人の計3人の集団指導体制をとっている。研究指導教員間での指導格差を是正し、一定の指導水準を確保するために「研究進行チェック表」を作成し指導に当たっている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

研究指導、学位論文に係る指導に対する取組については、研究科ごとに行っている。教育学研究科では、必修科目として「課題研究」を開講し、所属する専攻・専修の分野の指導教員の下で研究を行うことを義務付けている。学位論文については、入学年度に指導教員の届け出を行い、修了年度に指導教員の了承を得て学位論文題目届を提出することとしており、学位論文の提出に至るまで適切な指導を受けることができる仕組みとなっている。また、経済学研究科博士後期課程では、研究指導教員1人、副研究指導教員2人の計3人の集団指導体制をとっている。その指導に際し、研究指導教員間での指導格差を是正し、一定の指導水準を確保するために「研究進行チェック表」を作成し指導に当たっている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

研究科ごとに教育目的に応じた成績評価基準や修了認定基準を策定し、これらの基準に沿った評価・認定を実施している。

教育学研究科では、教育学研究科規程第14～16条で、成績評価について規定し、経済学研究科では、単位の修得について経済学研究科規程第15条で、「単位を修得するためには、授業科目の試験に合格すること」、「ただし、研究報告又は平常の成績により成績を評価することを妨げない」としている。

また、両研究科ともに具体的な成績評価の方法について、履修案内やウェブサイトを通じて学生に周知・公表している。

修了認定要件についても、教育学研究科規程第20条及び経済学研究科規程第19条において、所定の期間以上在籍して所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならないと定めている。修了に必要な単位数等は、研究科規程において定められ、履修案内、ウェブサイトを通じて学生に周知・公表している。

修了認定については、所定の修了要件を満たすことになる者について研究科委員会が論文審査委員の報告に基づき審議し、出席者の3分の2以上の同意により議決し、学位を授与すべきか否かを認定している。

このことは、学位規程等に明記され、履修案内、ウェブサイトを通じて学生に周知・公表している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文の審査委員については、学位規程第10条、22条に定めている。また、研究科ごとに学位論文審査及び最終試験に関する内規を定めている。さらに、評価基準についても、教育学研究科学位論文審査基準、経済学研究科論文審査基準として研究科ごとに定め、それに従って厳密に審査を行っている。これらの基準は、オリエンテーション等の機会において学生に周知している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

評価基準を学生に周知し、さらに、論文報告会の公開や、主副3人の審査員による審査体制、審査結果の公表等により、成績評価の客観性・正確性を担保している。また、学生は、成績に関する疑問がある場合は、担当教員に問合せや申立てを行うことができることを履修手引に記載し学生に周知している。学生から申立てのあった場合は、担当係にて保管されている成績報告書を確認し、転記作業上の誤りがなければ、学生は、適宜大学院担当委員会（運営委員会・学務委員会）の立会いの下、事前に明示された評価の方法・評価の基準に基づき授業担当教員から確認することができ、誤りがあった場合は成績を訂正することとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 経済学部では、問題演習（コア・セッション）や陵水学習教育支援室で学習支援を行う際に、TA・SAが有効に活用されている。
- 平成18年度文部科学省特色GPに「びわ湖から学ぶ環境マインドー調査艇を利用した湖上体験学習」が採択され、びわ湖をフィールドとした実感的体験と科学的な調査を通して環境マインドと問題解決のための実践力の向上を図っている。このプログラムは、支援期間終了後も「湖上体験学習」等の実施に係る資金を措置し、継続実施している。
- 平成18年度文部科学省現代GPに「知識創造型ユビキタスな学びプロジェクトー携帯電話対応コメントカードシステムを活用した知識創造力の育成」が採択され、携帯電話コメントカードシステムを活用し、小グループによる問題解決演習をユビキタスな環境で行っている。このプログラムは、支援期間終了後もブレンディッド型e-learning等の実施に係る資金を措置し、継続実施している。
- 平成20年度文部科学省「産学連携による実践型人材育成事業ーサービス・イノベーション人材育

成ー」に「公共的対話と知的共同作業をベースにイノベーティブな「心の習慣」と「イノベーション評価能力」を養成し、地域的競争力の強化にコミットメントする中核的人材育成事業」が採択され、イノベーション力を持った人材を育成するための教育プログラムの開発と試行に着手し、社会のニーズに即した教育プログラムの開発の取組を進めている。

- 平成18年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に「リスクリサーチャー養成の教育プログラム」が採択され、中国東北財経大学との間で海外共同教育プログラムを開発するなどの活動を行っている。このプログラムは、支援期間終了後にも、D2及びD3研究報告会や国際共同研究として、その活動を継続している。
- 平成18年度文部科学省教員養成GPに「実践力診断講座」による教員の資質向上－プレ講座からパーソナルロードマップの作成へ－プログラムが採択され、現職教員の資質や問題意識を的確に把握し、各人に応じた学習方針を提示するため、「実践力診断講座」を開設し、さらに、「実践力強化講座」及び「フォローアップ講座」によって、教員の資質向上を図っている。このプログラムで作成されたビデオ教材等は、支援期間終了後にも授業や演習で使用されており、教育フォーラムの実施による修了生へのアフターフォローも行われている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学が養成しようとする人材像を実現するために、学部ごとの養成すべき人材像を学部規程や中期目標・中期計画に掲げている。教育学部の教育改革推進委員会等においては、学部並びに教育学研究科の学生を対象に、目標の達成状況調査を実施し、改善点等を分析している。経済学部の学部体制整備委員会等においては、成績動向や授業評価アンケートなどの情報を適宜分析し、目標の達成状況を検証して、改善を図っている。経済学研究科博士前期課程では、平成19年度に在學生を対象として、カリキュラムと研究指導に関するアンケートを実施し、アドバイザーとの相談の状況、カリキュラムや研究指導に対する満足度などの意見聴取や、修了生を対象とした大学院教育の効果に関するアンケートを実施し、教育システムや教育効果についての意見聴取を行っている。

全学教育部会及び全学共通教育部会において、これらの学部での取組を基に、更に検証・分析を行い、毎年、FD事業報告書、教育改革広報誌『s u - L (スール)』の発行や全学教育改革フォーラムの開催などを通じて報告や討論を行い、教育の質の向上や授業の改善に組織的に取り組んでいる。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育学部の卒業の状況は、標準修業年限内の卒業率（標準修業年限内の卒業生数／入学者数（休・退学者を除く。））は88～90%で推移しており、約9割の学生が4年間で卒業要件を満たして卒業している。また、学校教育教員養成課程では、卒業する学生の多くは複数の教員免許状を取得している。教育学研究科でも、多くの学生は複数の専修免許状を取得している。

経済学部の卒業の状況は、標準修業年限内の卒業率は、77～83%で年度による変動がやや大きい。平成19年度の卒業率は77%とやや低くなっているが、平成20年度の卒業率は79.5%まで改善している。経済学研究科博士前期課程の学位取得状況は、標準修業年限内の修了者の比率が平成16年度に73%にまで低下したものの、翌年度には回復し80%以上の水準を保っている。経済学研究科博士後期課程では、標準修業年限内の修了率は20～50%となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育学部においては、平成19年秋に、在校生に対してアンケート調査を実施し、全体として当該学部教育の教育目標が達成されているかとの問いかけに対して、7割近くの学生から達成できているという評価を得ている。また、経済学部では、平成19年度に実施された3・4年次生対象のアンケート結果によれば、重点的に改革を行ったコア科目、専門演習に関する項目で肯定的評価の比率が高くなっている。

経済学研究科博士前期課程においては平成19年12月に実施した在学生アンケートで、大学院学生の研究・教育に対する総合的な満足度について、96%以上の学生が、相対的に満足していると答えている。特に修了を控えた2年次生では35%が、大いに満足していると回答している。また、アンケートにおける様々な「不足すると感じる能力」について1年次生と2年次生の回答を比較すると、2年次生が多く項目について低い数値となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育学部では、学校教育教員養成課程の卒業生の中で教員になった者の割合が、平成19年度には71.7%に達し、国立大学法人の中で全国3位まで上昇している。民間企業への就職も教育・学習支援関係が多く、次いで金融業・保険業、公務等など多彩なものとなっている。情報教育課程及び環境教育課程の卒業生の進路は民間企業が中心であるが、学校教員や地方公務員の就職者も多い。卒業生の中には、大学院に進学して研究職を目指す者もいる。経済学部の就職状況は、平成16年度の90.9%から平成20年度の98.0%まで、大きく改善している。卒業生の就職先としては金融業が31%、製造業が25%であり、次いで情報通信業、卸売業・小売業等である。特に、ファイナンス学科は、金融業への就職率が高くなっている。

教育学研究科においては、現職教員で職務に復帰する者が多く、教員になる者や企業へ就職する者もいる。また、経済学研究科博士後期課程の修了生は、留学生で母国での大学教員になる者をはじめ、公務員やコンサルタントなど様々な分野に広がっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年度に卒業生に対するアンケート調査を実施し、大学での教育効果などについて意見聴取を行った。その結果、教育学部では学部教育全般についての満足度は、9割近くが肯定的である。同様に教育学研究科でも、9割近くが満足であると回答している。経済学部でも、大学生生活の満足度において回答者の69%が肯定的評価を行っている。経済学研究科博士前期課程の修了者に対するアンケート調査でも、大学院教育に対して77%の満足度が得られている。

また、教育学部では主たる就職先である滋賀県小中学校の関係者等を含めた外部評価委員会を、経済学部では就職先である企業関係者を含めた外部評価委員会をそれぞれ設置し、外部評価を実施しており、両学部とも、外部評価委員からおおむね高い評価を得ている。経済学部では、各企業の人事担当者から情報収集が行われているほか、同窓会との懇話会を通して意見を継続的に聴取している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新生入生に対しては、入学時に各学部、各研究科において新生入生オリエンテーションとガイダンスを開催し、授業の履修方法や学生生活について説明している。また、1年次春学期には全学で少人数の「大学入門セミナー」を開講し、学部ごとに独自の共通テキストを作成し、教育課程全体について継続的に説明を行っている。

コース決定のためのガイダンスは、学部ごとに行っている。教育学部では、1年次秋学期から所属コースを決定するため、入学時に各コース紹介冊子を配付し、春学期中に希望調査を行っている。経済学部では1年次秋学期にコア科目の履修方法及び専門コース制の説明会や2年次秋学期に専門演習（ゼミ）選択のための説明会を実施している。

大学院入学者に対しては、昼間の授業時間帯を履修する学生と夜間・土曜授業時間帯を主として履修する学生に対してそれぞれオリエンテーションを実施し、授業選択について指導を行っている。

授業科目や研究指導教員の選択、カリキュラムに沿った学習の進め方について、各学部・研究科において、入学時オリエンテーションを開催するとともに学生に応じたガイダンスを実施しているほか、コース選択などの際に必要なガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習支援に関する学生のニーズは、各学部とも相談窓口を設置し、学業など様々な事項について相談体制を整備している。また、授業アンケートや学生生活実態調査などの各種アンケートを適宜実施し、学生のニーズの把握に努めている。

各学部では、学生団体と学部長（学部執行部を含む。）との定期的な懇談を実施している。これら取組による学生からの要望は、例えば、経済学部の学習支援室の設置など支援体制の充実に活かされている。

学習相談のためにオフィスアワー制度を設けており、シラバスに時間と研究室の所在等を明記し、教員のメールアドレスをウェブサイト上に公開している。各学部、各大学院の学習等の相談体制は、1年次春学期は各学部とも「大学入門セミナー」の授業担当教員が、1年次秋学期からは教育学部はコース主任教員及びカリキュラム担当教員が、経済学部ではアドバイザー教員が担当し、2年次以降は教育学部ではコース主任教員が担当し、経済学部では1年次秋学期から学習支援室が対応するとともに3年次以降は専門演習（ゼミ）教員が担当することとしている。大学院においては、教育学研究科では研究指導教員が担当し、

経済学研究科ではアドバイザー教員が担当するとともに1年次秋学期以降は研究指導教員も加わっている。

このほか、学生支援に関するニーズ、学習相談等について、例えば、経済学研究科博士前期課程の入学予定者に対して入学までの学習のガイダンスをするとともに学習計画書を作成させるなど、様々な学習支援の取組を実施している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学では、留学生と障害のある学生及び大学院の社会人学生に対して、特別な学習支援を行っている。

留学生の学習支援は主として国際センターが行うほか、各学部も支援を行っている。

在籍する留学生に対する日本語学習支援として、国際センターが「日本語B/C」、「日本語C/D」（平成20年度）などを提供し、学部でも「日本事情Ⅰ、Ⅱ」などを提供している。同様に、大学院でも「日本語表現法Ⅰ、Ⅲ」、「ビジネス日本語Ⅰ」（平成20年度）などを提供し、教育課程上の配慮を行っている。留学生の一般的な研究、学習、生活上の相談には、国際センターに専任教員と相談室を設け、留学生の相談を受け付けている。特に日常的な支援が必要な留学生にはチューターを配置し、学習・研究指導を中心に、日本語の指導や日常生活に対するサポートを行っている。

障害のある学生については、出願時の事前相談や入学時のオリエンテーション等での相談があった時点から各学部を中心に対応している。事例としては、聴覚障害のある学生のため、式典等での手話通訳の配置、ノートテイクの雇用、教員の指導上の配慮等で対応している。

経済学部では、社会人学生に対する学習支援の取組として夜間主コースを置いているほか、大学院で学ぶ社会人学生に対しては、長期履修制度の導入や授業の夜間、土曜開講や大津サテライト教室での授業の提供のほか、図書館の土日開館（ただし、日曜は月1回）のサービスを実施している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習環境としては、附属図書館、情報処理センター、その他（学習支援室など）が挙げられる。

附属図書館は、平日8時45分から21時（ただし、本館の月曜のみ21時30分）まで、土・日（ただし、日曜は月1回）は、8時45分から17時まで開館している。彦根キャンパスの本館の閲覧室には361席の閲覧席、大津キャンパス分館には205席の閲覧席を設置し、インターネットの利用可能なパソコン等の機器を設置しているほか、グループ学習室も整備し、学習、調査、研究等で利用することができる。

情報処理センターには、本部と分室を含めて合計9演習室に336台の学生用パソコンが設置され、授業以外の時間帯は、学生の自習のために授業期は8時50分から20時50分まで、休業期は9時から17時ま

で開放している。なお、施設のエントランス部分には、演習室の利用案内（自学自習利用の教室、授業を行う教室等）をリアルタイムで表示する「インフォメーションボードシステム」を設置し、学生に対して自学自習利用可能な場所をわかりやすく案内している。

その他の学生の自主的学習環境として、教育学部では、学部学生や大学院学生のために各コース・専攻ごとに研究室を設けている。経済学部では、陵水学習教育支援室と自主学習スペースを設置し、学習教育支援室には専任スタッフ（非常勤職員）が常駐し、TAやSAによる学習支援の実施、学生の共同自主学習活動を支援するため学習ラボへの施設提供、学生が学外からもアクセス可能な英語 e-learning システムの導入などを行い、自主学習を支援している。なお、平成20年度において、学習教育支援室の利用者数は月平均250人、自主学習スペースの利用者数は、月平均176人に上っている。

大学院学生や専攻科生に対しては、大学院パソコン室等にコンピュータとプリンタを設置しており、24時間利用可能である。また、学生に対して一般教室の空き時間を開放して、自主学習の場所を提供している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学では学生自治会及び学生クラブ・サークルによる自主組織が機能し、活動している。教育学部では学生自治会・運動部連盟・文化クラブサークル連合、経済学部では学生会執行委員会・体育会・文化サークル連合等が組織されている。こうした課外活動に関する学生間の連絡会議の場を利用して、大学と学生委員会等との定期的な意見交換会（教育学部では学部長オフィスアワー、経済学部ではSFA：Student Faculty Association＝学生・教員協議会）を行い、学生のニーズを把握する体制を整備している。経費面では、課外活動施設運営費、厚生補導設備充実費を配分している。施設面では、課外活動共用施設を設置しているほか、体育館、グラウンド等の施設の使用を認めている。これらの使用については、学生便覧に掲載し、課外活動のルール、手引等を学生に周知している。

新入生歓迎行事、大学祭、滋賀大学－和歌山大学総合定期戦（45年の歴史を有し、滋和戦と称している。）などの恒例行事は、学生による運営を基本とし、教職員が様々な面で支援を行っている。

学生の自主活動支援に関して、平成18年度から毎年100万円を予算化して、教育的視点に立った学生の独創性、意欲的な活動を通して企画力、行動力、実践力等を培うことを目的として、学生自主企画プロジェクトを設置し、企画案を募集している。毎年、活動の成果報告会を開催し、発表会と意見交換を行い、次年度への改善工夫に役立っている。また、平成8年度から学長賞を設置し、課外活動で顕著な成果を上げたり、文化・社会活動で特に功績があった団体及び個人に対して、学長賞表彰を行っている。

特に、学生の自主的活動の顕著な成果としては、学生委員と教職員が一丸となって平成19年1月に教育学部大津キャンパスのISO14001認証取得に至ったこと、また平成19年の経済学部における、次世代のビジネスリーダー育成のための教育機会を提供するNPO：SIFE（Students In Free Enterprise）の国内大会優勝と世界大会（ニューヨーク）への出場などが挙げられる。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

保健管理センターでは、学生の健康相談に対応しているほか、精神科医である専任教員や非常勤のカウンセラー、臨床心理士を配置し、学生のメンタル面の相談にも対応している。各学部では、それぞれ独自

の学生の健康相談体制を整備している。

教育学部では「学生相談ホット・ライン」、経済学部では「キャンパスライフ相談室」を窓口とし、保健管理センター等と連携しつつ、学生生活のあらゆる事項について、指導、相談、助言や他の相談窓口の紹介を行っている。

就職支援を強化するため、教育学部に就職資料室、経済学部には就職支援室を設置し、学生に進路情報を提供するとともに、個別の進路就職相談に応じている。教育学部では、教員採用試験対策として教職セミナーや教職実践論などの課外指導を行っているほか、教職への意欲を向上させるために教員養成合宿研修等の対策を講じている。同時に、公務員、企業等への就職指導にも対応している。また、就職支援のための双方向型のオンラインシステム（学生進路ファイル）を導入している。経済学部では就職相談を中心に支援する特任教員を配置している。さらに、就職の手引の発行や就職ガイダンス、面接指導等を行っている。就職に関する説明会等の情報は大学のウェブサイトで提供している。また、OBによる就職セミナーを開催し、平成19年度は全国から136の企業等が訪れ、延べ約3,800人の学生が参加した。

各種ハラスメントに対しては、学内にハラスメント相談窓口を設けるなど、相談体制を整備している。また、ハラスメント防止のためのパンフレットを作成し、配布している。加えて、ハラスメント以外の事項についても毎年危機管理講演会を実施し、悪徳商法、訪問販売等に対する注意を喚起し、相談機関を紹介している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、各種手続き、日常生活等に関する情報を、留学生を対象とした新入生オリエンテーションや留学生のウェブサイトなどで案内するなどして提供している。国際センター（SUi）のサポートセクションには生活支援担当の教員を配置し、留学生が気軽に相談できる体制を整えている。さらに、必要と認められる留学生には、サポーター（チューター）を配置し、日常生活の問題、日本語会話指導等のサポートを行っている。留学生の宿舎として国際交流会館（彦根市：単身室15室、夫婦室2室、家族室2室）や学生寮を提供し、住居に関する支援を行っている。また、留学生が民間宿舎に入居する場合の保証については、大学が機関保証を行っている。

平成9年に留学生後援会を設置し、教職員の寄附により基金を創設し、留学生に対する生活支援のための貸付制度（外国人留学生支援貸付金制度）や火災保険料補助の仕組みを整備しており、この制度は留学生に有効に活用され、留学生の4割の学生が利用している（平成21年6月現在）。平成20年7月に『滋賀大学留学生ミニ白書』を発行し、留学生の基本的状況を調査・公表し、留学生に対する様々な支援や今後の留学生施策立案の基礎資料としている。

障害のある学生への生活支援については、学生ボランティアによる教室の移動やトイレの介助等が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体等の各種奨学金規則に基づき、奨学金が支給されている（平

滋賀大学

成21年3月現在で、全学生の34.7%、第一種570人、第二種754人)。また、当該大学独自の制度として、平成9年より留学生を対象とし、10万円を限度として貸し付ける制度(外国人留学生支援貸付金制度)を設けている。さらに、平成21年2月より、世界的不況に対応して、家計の状態が急変した学生を対象とした授業料免除制度や寄附金の教育研究支援基金を原資とした貸付金制度(一般学生を対象、貸付の限度額10万円)を新設し、その他の各種支援制度をまとめた学生支援政策パッケージ「つづけるくん」を創設し、学生が活用している(授業料の半額を免除、平成20年度実績:教育学部2人、経済学部9人)。

入学料免除、授業料免除については、当該大学の規程に基づき選考が行われている。授業料免除に関しては、法人化後の授業料の値上げに伴い、平成17年度から一定額を上乗せして、全体として免除総額を増額しており、平成21年3月現在で授業料免除は半額免除121人(教育学部39人、経済学部67人、教育学研究科3人、経済学研究科12人)、全額免除558人(教育学部120人、経済学部292人、教育学研究科35人、経済学研究科111人)である。また、平成20年度より、当該大学独自の入試成績優秀な留学生に対する授業料免除制度を設け、留学生に対する支援を行っている。

学生寮は教育学部及び経済学部それぞれに、男子棟、女子棟を設置し、留学生を含む学生が入寮している。教育学部学生寮は、平成19年度に2人部屋から個室に改修し、より利用しやすいものとしている。留学生専用の寄宿舍としては国際交流会館を設置し、利用期間を1年に限定して提供している。

なお、これらの奨学金制度等については、学生便覧への掲載や新入生オリエンテーションでの説明、大学ウェブサイトなどで学生に対して広く周知している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、彦根地区、大津地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は彦根地区 97,303 m²、大津地区 142,415 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 58,571 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

彦根地区は、彦根団地を中心に金亀町団地、長曾根団地、尾末団地、彦根馬場団地、城町団地の6団地からなり、大津地区は、石山団地を中心に附属学校の膳所団地、附属特別支援学校のあかね団地、湖城が丘団地、石山北大路団地、御殿浜団地の6団地から構成されている。

講義室、演習室、実験・実習室等が確保され、講義室等の稼働率から見て有効に利用されている。

バリアフリー化への配慮については、各キャンパスにおいて、これまで順次、身障者トイレ、スロープを設置してきた。平成19年度に教育学部講義棟に自動ドアの設置、平成20年度には教育学部講義棟のスロープと附属小学校校舎のエレベーターが設置された。

また、大津キャンパスにおいては一層のバリアフリー化を進めるため、構内の危険度マップを作成して、取り組んでいる。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

平成19年度にキャンパス情報ネットワークシステム及び全学ユーザ認証システムが、さらに平成20年度に全学情報基盤サーバシステム、全学情報基盤利用システムが導入され、ICT環境が整備されている。

キャンパス情報ネットワークシステムは、当該大学の教育・研究活動及び事務を支援する基盤設備として、学内のあらゆる情報システムに必要な情報ネットワーク機能を提供している。インターネットと接続しており、主回線100Mbでは最高70Mb平均3.5Mb程度のトラフィック量となっている。

全学ユーザ認証システムは、分散するコンピュータシステムのアカウントを一元管理できる仕組みを実現し、各ユーザにとっては様々なシステムの利用に必要なIDを1つだけ覚えれば各システム共通で利用できるシステムになっている。

全学情報基盤サーバシステムは、ウェブサイトやメールなどのインターネットに関連する技術を活用する上で、高度なセキュリティ機能や信頼性の確保という安全・安心なシステム環境を実現する役割を果たしている。また、学生が利用するパソコン端末はネットワークブート方式によりセキュリティ及び環境統

一を図り管理サーバで一元的に制御されている。

全学情報基盤利用システムは、主として各キャンパスの情報処理センターに設置されており、学生が授業内外で使用できる、EUC (End User Computing) 環境を提供するシステムである。講義や演習等の授業だけではなく空き時間には自学自習用に利用されており、情報通信技術、語学などの修得目的にも利用されている。さらに、共用スペースの図書館や学習支援室などにも設置され、多面的な利用を可能にしている。

情報処理センターは、業務として上述の情報通信システムの管理・運営・整備及び技術指導、情報提供を行うとともに、彦根キャンパスに5つの演習室、パソコン端末210台、大津キャンパスに4つの演習室、パソコン端末126台を備え、授業及び自習に利用されている。通常平日は8時50分から20時50分まで1日当たり12時間、休業期は9時から17時まで1日当たり8時間利用できるようになっている。また、大学院生を対象に、夜間や土日でもパソコン端末を利用できるよう、大学院研究室にもその学習環境を提供している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

各施設・設備の利用の手引きが作成され、当該大学のウェブサイトに掲載されている。また、新入生には、施設利用のガイダンスが実施され、学生関係の学内諸規則は毎年発行されている学生便覧に掲載され、周知されている。

また、当該大学の施設整備の方針やキャンパスリニューアルプランを示した「滋賀大学の施設整備の基本的な考え方と重要課題について（第2次報告）：施設整備マスタープラン」を作成し、全学の教職員に配付することにより周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、彦根キャンパスの本館と大津キャンパスの分館からなり、地域の大学、住民への開放も行っている。開館時間は平日8時45分から21時（月曜日は21時30分まで開館）であるが、土曜日（8時45分から17時）・日曜日（月1回8時45分から17時）も開館している。

彦根キャンパスの本館の閲覧室には361席の閲覧席、大津キャンパスの分館には205席の閲覧席を設置し、インターネットの利用可能なパソコン等の機器（本館19台、分館12台）を設置しているほか、学習環境やアメニティの改善策として平成18年度に本館内に内階段及びグループ学習室を新設し、窓口一元化のため1階を総合カウンターとしてサービス体制の強化を図るとともに学生の自主的学習環境の整備を図っている。

図書・資料等の収集については、図書館委員会及び彦根地区図書委員会等において決定した収集方針に基づき系統的に整備している。平成20年度からは、学生用図書購入予算として授業料収入の1%を配分する方針により、参考図書、教養図書等の学生用図書及び電子ジャーナルを充実している。

蔵書数は、本館、分館合わせて60万冊余であり、特殊コレクションとして、彦根藩弘道館旧蔵書25,000冊、旧教科書類8,500冊を所蔵し、展示会を開催して広く地域社会にも公開をしている。電子ジャーナル

は6,600 タイトルを整備している。平成20年度にはWeb of Science を導入している。

図書館利用状況は平成20年度、本館、分館合わせて年間入館者数33万人を超え、貸出冊数も34,000冊に上っている。また、電子ジャーナルの利用状況は年々増加し、平成20年度には5万件の検索数、17,000件の全文利用論文数に上っている。

利用促進のため、新入生ガイダンス、情報リテラシー授業での講習会、文献検索講習会、特集図書のコナー展示紹介や教員執筆による「私の推薦するこの一冊」の書評をウェブサイトで紹介するなど積極的な支援活動を行っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学生による授業アンケートや各種満足度調査等のデータは、各学部・研究科のFD関係の委員会等で収集・集計・分析している。それぞれの分析結果は全学教育部会や全学共通教育部会で集約し、FD事業報告書として毎年公開し、特に重要な教育上の課題については、全学教育改革フォーラムでの報告や教育改革広報誌『s u - L (スール)』の公開等を通じて全教職員に公表している。

また、経済学部では『定期試験問題集』を毎年刊行し、学習教育支援室で閲覧に供している。

外部評価も適宜実施し、その結果は外部評価報告書として公開している。

学籍簿・成績原簿や教員免許状取得に関するデータは、学務課や学部の事務部において収集・管理し、全学的に統一された教務情報システム内に蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生に対する授業評価アンケートは年2回行われ、教育学部では各教員の担当の1科目を、経済学部ではゼミを除くすべての科目を対象としている。

平成19年度には教養教育に関する教員・学生アンケートを行っている。大学院でも在学生に対するアンケート調査を適宜行っている。また、経済学研究科博士前期課程では、平成17年度から導入したアドバイザー及び研究指導教員の複数指導制の実施状況や問題点を把握するために、教員を対象として複数指導教員制に関するアンケートを実施している。

学生による授業アンケートや各種満足度調査等のデータは、FD事業報告書として毎年公開し、特に重要な教育上の課題については、全学教育改革フォーラムでの報告や教育改革広報誌『s u - L (スール)』の公開等を通じて全教職員に公表し、問題の共有化を図っている。

全学教育改革フォーラムは毎年開催され、教育改善の取組や先進的な教育経験の交流を目的として公開され、学生の参加も可能にしている。

学生の声を直接に聴取する場としては、教育学部では学部長オフィスアワーが設定され、学生との意見交換が実施されている。また経済学部では、SFA（学生・教員協議会）が定期的に行われている。

こうした活動の成果は、教育の改善に活かされている。例えば、教育学部において学生の授業評価アンケートを教員がどのように授業改善に役立てたかを調査した結果が、『平成19年度FD事業報告書』に報

告され、全学教育改革フォーラムで取り上げられ、全学の共有化が図られている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-1③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

卒業生、修了生へのアンケート調査を随時実施している。また、外部評価を実施し、その結果は公刊されるとともに、教育の改善に活かされている。

教育学部では、平成 17 年度以降の新カリキュラムについて、教育現場や他大学、マスコミ等の外部評価委員から意見を聴取した。加えて、教育学部の卒業生のうち小・中・高等学校の校長経験者等で構成する教育学部アドバイザーグループを発足させ、教育学部の教育の質の向上と改善に向けたアドバイスを受けている。

経済学部でも外部評価報告会を開催し、学部理念にかなう「実用的・実践的教育」が適切に行われたかを検証している。その結果、「企業人講座」や新入生全員を対象とした TOEIC テストの実施は高く評価され、継続的な実施につながっている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-1④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケートの結果は、各授業担当教員に直接フィードバックされている。さらに、各種講演会や全学教育改革フォーラムを適宜開催し、授業改善の手助けを図っている。

教育学部においては、各教員が授業評価を授業改善にどのように利用しているかを調べるアンケート調査を実施した結果、授業技術の改善に役立てたとの回答が多数寄せられ、改善例が『平成 19 年度 FD 事業報告書』に報告されている。

また、経済学部では全講義科目検索システムを通じて授業評価の結果を学生にフィードバックする仕組みが整備されている。

なお、教員個人に対し自らの自己評価により、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を図るため、平成 19 年度から教員の個人評価制度を実施している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとして判断する。

9-2-1① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD は、各学部の FD に係る委員会が企画・立案し、実施している。活動の柱の一つである授業評価アンケートについては、各学部において実施し、例えば『平成 19 年度 FD 事業報告書』の教員アンケート調査結果に見られるように授業改善に活かしている。

教養教育に関する FD としては、平成 17 年度より全学教育改革フォーラムとして、「滋賀大学における教養教育の可能性と課題—大学入門セミナーと遠隔講義の方法について—」等を 3 回開催している。

また、教育学部においては、保護者・OB 等が参加する授業参観を平成 18 年度に試行的に実施し、平

成19年度からは教員も参加するなど、開かれた授業評価体制づくりが進んでいる。

経済学部では、コア科目群の成績分布と合格率データを毎年公表し、教育の質の向上に努めている。さらに、「コア科目履修マニュアル」を作成・配付したり、専門演習アンケート調査（平成19年度）を行ってきた。

こうした各学部のFD事業は、全学教育部会を通じて全学的観点から検証・分析し、毎年のFD事業報告書や教育改革広報誌『s u - L（スール）』に掲載するとともに、全学教育改革フォーラムなどでも取り上げて、教育の質の向上や改善に役立っている。各種学生アンケートでは授業への高い満足度を示し、継続的授業改善が効果を上げていると見られる。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援や教育補助に携わるTAやSAに対しては、学部ごとに組織的にガイダンスや研修等を実施している。

例えば、経済学部においては、コア・セッションを担当するTA・SAに対し、授業の開始時期に合わせて年間2回オリエンテーションを行っている。また、学習支援室とFD委員会とのスタッフ・ミーティングや、コア・セッション担当のTA・SAに対する研修会を定期的実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生による授業アンケート等を、FD事業報告書として毎年公刊し、特に重要な教育上の課題については、全学教育改革フォーラムでの報告や教育改革広報誌『s u - L（スール）』の公刊等を通じて全教職員に公表し、問題の共有化を図っている。さらに、教育改善の取組や先進的な教育経験の交流を目的として、全学教育改革フォーラムを毎年開催し、学生の参加も可能にしている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 20,897,274 千円、流動資産 2,052,185 千円であり、資産合計 22,949,460 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 2,542,383 千円、流動負債 1,832,129 千円であり、負債合計 4,374,513 千円である。これらの負債は、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 5,654,939 千円、経常収益

5,880,806千円、経常利益225,866千円、当期総利益200,660千円であり、貸借対照表における利益剰余金655,596千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、「滋賀大学の財政計画について」、「滋賀大学の財政計画の進捗状況と今後の財政運営について」を踏まえて作成し、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定している。教育研究活動に対しては、学長のリーダーシップのもと、機動的・戦略的な法人運営に資するため、計画推進費・経営戦略推進費・教育研究プロジェクト推進費・学生支援費・法人運営改善費といった区分内容で各種投資を行っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、目的積立金（剰余金）を、将来につながる教育研究活動に係る施設・設備に充てるものとし、施設マスタープラン（第二次）の策定や部局等のヒアリングを経て意見聴取に努め、補正予算で対応している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、財政内容について、社会責任の観点から学外関係者・保護者などに広く理解を得る資料として、「財務データからみた滋賀大学」を作成し配布・公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査要項、監事監査実施内規に基づき監査計画を策定し、監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査規程に基づき、理事から独立した学長直属の監査室を設置し、監事、会計監査人との密接な連携により、効率性、効果性の高い会計監査、業務監査が実施されている。

また、理事（財務・施設担当）、監事、内部監査担当者及び会計監査人の四者による意見交換会を開催している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学は、学長と4人の理事（うち2人は副学長）からなる役員会で管理運営全般について審議・意見交換を行っている。役員会は、原則として月2回開催するとともに随時役員懇談会を開き、様々な事項について広く意見交換を行っている。また、監事2人が業務全般の監査と会計・経理監査を行っており、役員会等重要会議には出席している。なお、特定の事項について学長、理事を補佐する体制として13人の学長補佐を置いている。

法令等に定められている教育研究評議会と、経営協議会に加え、役員と学部長で構成される経営戦略会議を定期的に開催し、全学的観点から企画・調整を行う必要がある事案を協議している。経営協議会は大学の予算・決算や中期目標・中期計画等について審議しているが、当日の実質的な審議に十分な時間をかけ経営協議会の本旨を実現するために、担当理事等が議題について事前に説明に赴くようにしている。特に、予算決算及び目標計画等に関わる議題の場合は、事前に資料を送付し、閲読を得た後で担当理事及び担当課室長が説明に赴き、意見交換を行っている。

そのほか、学長を委員長とする全学委員会や理事を部会長とする各種部会を組織している。なお、これらの主要会議には、課長クラスの事務職員が出席し、主要事項の共通認識と事務処理の円滑化が図られている。

各部局では、教授会、研究科委員会等が設置され、部局長を中心とした管理運営体制が構築されている。

事務組織は、各理事の担当業務との対応が明確化されている。なお、学部固有の事務は、学部長の職務を直接支援する事務職員を配置している。また、事務局長の下に管理運営事務について協議する事務連絡協議会を設置している。

また、危機管理等に係る体制については、学長、理事、学部長からなるリスク管理委員会と、リスク管理全般に係る事務を行うリスク管理室を設置し、リスク管理規程の下に、リスク管理ガイドラインやリスク管理マニュアルを定め、大学における様々なリスクに迅速に対応する体制を構築している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長のリーダーシップの下、年度始めに幹部職員合同会議を開催し、学長から当該年度の大学運営の重点課題と方針が明示され、理事、学部長、課長等からも年度目標と課題の表明を行い、大学を取り巻く情勢、全学及び部局の年度目標と課題に関する共通認識を持つよう努めている。

学長を議長とし、理事、学部長で組織する経営戦略会議を設置し、学長が機動的に、全学的な調整を行いながら指導力を発揮できる場としている。

また、学長が迅速かつ責任ある意思決定を行えるように、理事が部会長となり少数の委員によって効率的、効果的に運営できる部会を設けている。さらに、特定の重要な課題や、集中的に検討が必要な事項に対しては、学長が担当理事に加えて学長補佐を任命し、理事と協同して課題の解決や実現に機動的に対処する体制をとっている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

当該大学では、学生のニーズについて、5年ごとに実施している学生生活実態調査によって、学生生活、学業、課外活動等について調査し、分析結果を報告書としてまとめ、当該大学の改善のための資料として活用している。

また、大学の中心は学生であるとの認識に立ち、学生の意見を大学運営に反映させるため、学長と学生との懇談会を実施している。さらに、経済学部ではSFA（学生・教員協議会）において学生との懇談の場が設けられ、施設の改善や、課外活動、生活面での要望など学生生活全般に及ぶ要望等、学生のニーズを把握している。最近の学生のニーズを反映した事例としては、駐輪場の整備、課外活動施設やヨット庫の増築、大会館の改修等がある。

教員のニーズは、学部教授会、全学委員会、各種部会等の議論を通じて、学部レベルでも全学レベルでも、管理運営に反映されている。事務職員については、全学委員会、各種部会への委員としての参画を始めとして、事務連絡協議会等での議論を通じて反映されている。

また、法人として定められている経営協議会の学外委員の意見に加え、保護者、県教育委員会、同窓会、県内高等学校長等との懇談会等も学外関係者のニーズの把握の場として活用され、管理運営に反映されている。例えば、教育学部と滋賀県教育委員会との教員養成に係る意見交換の中で、教員採用に関わる新規事業である「滋賀の教師塾」の開設における両者の協力体制が実現している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、2人の監事を置き、監事監査要項及び同実施内規を制定し、業務及び会計の適法性・妥当性を確保するため、業務全般と会計の監査を実施している。また、役員会・教育研究評議会・経営協議会等の重要な会議に列席し、適宜、適切な助言と指導を行っている。

監事は、毎年、監査報告書を学長に提出するとともに、学内構成員に対しウェブサイトで公開している。

また、必要に応じて報告会も開催されている。学長は、監事から指摘された事項について必要な措置をとりまとめ、措置状況を報告している。また、定期的に、財務担当理事、監事、監査法人、監査室の「四者協議会」を設け、連絡を密にしている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学では、事務系職員研修計画を基に、人事院等の国が主催する研修や、国立大学協会、財務・経営センター等の各団体が主催する研修に関係する職員を積極的に参加させている。また、独自に、海外研修やパソコン研修、評価者研修、簿記研修等の職員の資質向上を図ることを目的とした研修を実施している。事務系職員海外実地研修としては、毎年4人を海外の大学に派遣している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の管理運営に関する基本方針は、中期目標の「運営体制の改善に関する目標」に、「学長が全学的視点から機動的に大学を運営しうる体制を整備する。」ことを掲げている。この方針を踏まえ、組織等に関する学内規程を整備し、管理運営に関わる委員や役員の選考又は採用に関する規程、各構成員の責務と権限等を明確に示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該大学の理念・目標、中期目標・中期計画、教育研究活動に関するデータや情報は、一元的な管理の下、全学のウェブサイトに掲載している。また、年度計画進捗状況においても、学内専用サイトに掲載し、情報が活用できるようにしている。なお、学部・センター等に係るデータや情報も、各々のウェブサイトに掲載している。これらは相互にリンクされ、学内外から自由にアクセスできるシステムになっている。

教員の教育研究活動や入学試験等のデータや情報も、ウェブサイトに掲載し、自由にアクセスできるようになっている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学では、自己点検・評価の全学的な実施体制として、平成3年に自己評価等検討委員会が設置さ

れ、その後委員会の名称を変えつつ、当該大学の教育・研究・運営の現状を学内外の視点から点検評価してきている。

法人化後は自己点検・評価を実施する目標計画・評価委員会（作業部会として目標計画策定部会、自己点検・評価部会及び評価制度設計部会の3部会を設置）が設置されている。また、平成18年4月に設置された評価室（平成20年4月に政策企画室に組織変更）では、担当理事の下、学長補佐と事務職員を配置し、中期目標・中期計画に係る年度計画の進捗状況について、担当部局に対して4半期ごとに報告を求めるなど、大学全体としての評価に係る情報収集、調査分析に努めている。

また、毎年度12月に中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価報告会を開催し、教職員のほか、学生や学外関係者の参加を得ている。この報告会は、学長、理事、部局長等から、国立大学法人評価委員会の評価結果等を踏まえて、前年度の実施結果及び当該年度計画の進捗状況と今後の課題等について報告している。

なお、法人評価に係る実績報告書や、その評価結果、過去に行われた自己点検・評価、外部評価については、大学ウェブサイトに掲載し、広く公開している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

法人化以前、平成12～14年度において毎年1回、当該大学の教育・研究活動、地域社会への貢献状況、管理運営等に関する自己点検・評価の結果について、学术界・教育界・経済界など、各界の学外者による検証を受けてきている。

法人化後、国立大学法人評価委員会において評価を受ける中期目標・中期計画に関する報告書等については、学外委員を置く経営協議会で審議している。

各部局においては、外部評価委員会を設け、教育学部は平成19年2月に、経済学部は平成20年2月に評価を実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価の結果に対して寄せられる内部の教職員・学生及び外部者の検証は、全学の目標計画・評価委員会、学部の自己点検・評価委員会等においてフィードバックされ、それを次年度あるいはより中長期的な計画の中で、どのように活かしていくかが検討され、必要な措置をとるようにしている。年末に開催される中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価報告会は、その年度の計画の進捗状況を検証し、残りの期間、あるいは次期で改善のためにどのような取組を行うかについて討議する場となっている。例えば、平成20年度に実施を決定した目的積立金による施設整備は、それまでの点検・評価報告会における学生代表や同窓会代表の意見を参考にし、役員会、関係部会等で具体的な計画を作成した結果となっている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学では、教育研究活動の状況について、その実施計画や具体的な予定まで、当該大学ウェブサイトへの掲載や報道機関等へ情報の提供を行うなど、社会に対して発信を行っている。また、その成果については、報告会・シンポジウム等の開催に関する情報、その結果についても同様に発信している。特に、大学が大きくアピールすべき内容についてはウェブサイトの特設コーナーを設けるなどの工夫をしている。

例えば、近年大学全体を挙げて取り組んだ文部科学省の各種教育改革プログラムについては、大学ウェブサイトのトップページに「大学教育GPのご紹介」と題したバナーを設け、プログラムの内容から学習会や随時の報告会・成果報告会といった幅広い情報をすばやく検索することができるよう工夫を行っている。

特に、研究活動の状況については、大学ウェブサイトのトップページに「研究・地域連携」と題したグローバルメニューを設け、研究活動へのアクセスの一元化を図っている。研究情報ページの最初に研究者情報総覧を設けるなど、各教員の教育研究活動の状況を得やすいように配置を行っている。また、同ページに「研究フォーラム」、「各種研究会」など開催案内に特化したメニューを設けるなど、閲覧者に対してより効果的な情報の発信ができるようにしている。

また、内容に対する疑問や意見を大学に寄せることができるように大学ウェブサイトのトップページに「お問い合わせ」と題した訪問者メニューを設け、テーマごとに担当部局の電話番号とメールアドレスを記載している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) **大学名** 滋賀大学
- (2) **所在地** 滋賀県彦根市馬場1-1-1
- (3) **学部等の構成**
 学 部：教育学部，経済学部
 研究科：教育学研究科，経済学研究科
 専攻科：特別支援教育専攻科
 附置研究所：該当なし
 関連施設：生涯学習教育研究センター，産業共同研究センター，環境総合研究センター，国際センター，保健管理センター，情報処理センター，地域連携センター，附属図書館
- (4) **学生数及び教員数**
 (平成21年5月1日現在)
 学生数：学部3,707人，大学院283人
 特別支援教育専攻科8人
 教員数：223人

2 特徴

本学は、新制大学として成立する以前に師範学校以来の130余年の歴史をもつ教育学部と、高等商業学校として成立して以来80余年の歴史をもつ経済学部で構成されている。滋賀は琵琶湖を有し、本学では湖沼環境を中心に特色ある環境についての教育・研究を進めている。また、社会科学系では全国で最初の経済経営リスク研究の大学院と研究センターを平成15年度に発足させている。

本学の主な特徴は、次のとおりである。

(1) 教育に関する特徴

○ 充実した教養教育の展開

教養教育の充実と個性化を図るため、平成14年度から新しい教養教育を開始した。教養教育科目の全学共通教養科目は、人文、社会、自然及び特定主題の4分野で構成し、そのうち特定主題分野では、「近江」・「環境」・「国際化と東アジア」というテーマで共通の基盤を形成し、また「ライフデザイン」領域では1回生から学生が自分らしい生きかたを展望した上で、今、「滋賀大学で学ぶ」ことの意味を見つけることに主眼を置いている。

○ GP

積極的に各種の教育GPに応募し、特色GP「びわ湖から

学ぶ環境マインド」(平成18・19・20年度)・現代GP「知識創造型ユビキタスな学びプロジェクト」(平成18・19・20年度)・教員養成GP「『実践力診断講座』による教員の資質向上」(平成18・19年度)・魅力ある大学院教育イニシアティブ「リスクリサーチャー養成の教育プログラム」(平成18・19年度)を獲得した。

(2) 研究に関する特徴

本学では重点研究領域として「環境」「リスク」「東アジア」の3項目を掲げている。「環境」については、環境教育や環境政策についての研究において、世界的にも通用するレベルの研究を進めている。「リスク」については、経済学研究科に日本で唯一の社会科学系のリスク研究の博士課程を有し、広範な観点からのリスク研究の拠点となっている。またいずれの研究においても、これまでの豊富な東アジア諸国・地域との交流を基礎に、国際的観点を重視している。

(3) 社会連携・地域貢献等に関する特徴

○ ISO14001認証取得

環境教育において先進的な取り組みを行ってきた教育学部を中心に、石山キャンパスにおいて平成18年にISO14001認証を取得した。取得に際しては、教職員・学生が一体となり、資源の有効活用、施設の美化等に取り組むほか、「エゴからエコへ」というスローガンのもと、構成員の意識改革を進めたことが大きな成果を生んだ。

○ 環境学習支援士

本学における環境教育の成果を広く社会にアピールし、社会において実践的に環境教育を推進する人材として、本学独自の資格として平成17年度から環境学習支援士認定を行うことにした。これまで33名が資格認定を受けており、県下の学校現場や地域において環境教育推進にとりくんでいる。

○ 地域連携センターや学生の社会貢献のための教育プログラムの活動

地域連携センターでは、県内各地の自治体との連携により、地域の活性化のために調査を行ったり、プログラムを提供したりして、その貢献は高く評価されている。また、学生を中心に、携帯電話を利用した地元彦根の観光案内を行う地域貢献プロジェクトを作成し、SIFE国際大会へ出場する等、授業等を通じて学生の地域社会への参加意識を一層高め、地域社会の活性化に寄与している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、「教育基本法 の精神と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を受けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与する」ことを目的にしている。

大学の理念・目標 「知の 21 世紀をきり拓く ―滋賀大学の理念―」

教育理念として「グローバルな視野をもち、人間性ゆたかな教養を備えた専門性の高い職業人の養成」を掲げ、三つの C（「創造」=“Creation”，「協同」=“Cooperation”，「貢献」=“Contribution”）を合言葉に、次のような六つの目標に向かって大学づくりを推進している。

(1) 人間性ゆたかな専門人の養成

学究的な雰囲気のもとで、グローバルな視野と専門性、社会的な価値規範を身につけた多彩な教育人・経済人を養成します。

(2) 創造的精神を培う教育システム

全学一体となったネットワークを構築して、学部・大学院での専門教育の充実とともに、創造的精神と幅広い人格形成を目指す教養教育、学生の多様な選択を可能とする教育システムを推進します。

(3) 地域への積極的な貢献

関西圏と中部圏・北陸圏のいずれにもアクセスが容易で、琵琶湖の恵まれた自然環境と豊かな近江の伝統文化を持つ滋賀に立地する大学として、広く地域社会に貢献する大学づくりを行います。

(4) 世界への発信と交流

世界、とくにアジア・太平洋地域との学術・教育交流を活発にし、重点研究領域をはじめとする各分野で、国際的な貢献をめざします。

(5) 特色ある中核大学

県内外の研究機関・教育機関との協力・連携を深め、地域の中核大学として特色ある発展をめざします。

(6) 自律的で活力ある大学運営

広く社会に情報を公開し、外部からの評価、期待に応えつつ、全学的な合意形成にもとづく自律的で活力ある大学運営を行います。

このような大学の目的・理念を実現するため、以下の目標を設定している。

教育に関する目標

国際的な視野と地域社会への視点を有し、人間性豊かな教養を備えた専門性の高い職業人を養成する。また、現代の社会的ニーズの変化に適合した人材を養成する。

【学士課程】

- 1 専門性の育成はもとより、教養教育においても、強い知的好奇心と「知」を楽しむ能力を養うとともに、市民としての自覚、自立と責任意識を育む。教育学部においては、専門的理解と指導力を有し、人権・情報・環境・国際理解等に関する見識をもち、子どもに対する理解と愛情、および教職に対する情熱を持つ教員を養成する。また、情報教育課程・環境教育課程では、当該分野の豊富な専門知識を備えた職業人を育成する。経済学部においては経済学、経営学、会計学、情報等の専門知識を体系的に習得させるとともに、経済社会問題に対する知的好奇心と実践的解決力をもつ個人、歴史と文化に根ざす、高い倫理観を有する経済人を育成する。
- 2 教育学部では、教員志向の強さ、学習意欲、豊かな人間性、高い基礎学力、コミュニケーション能力、表現力、環境・情報に関する基礎知識などを重点項目とした入学者選抜方法を実施する。
- 3 経済学部では、学部の教育理念に適合する学生、すなわち、経済・社会問題への関心、本学部で学ぶために必要な基礎的知識、論理的思考力、コミュニケーション能力、大学での学習の主体性、問題探求への意

欲、豊かな個性等を有する学生を、多様な選抜試験を実施することによって適切に選抜する。

- 4 科目の有機的連関を明確にし、カリキュラムの階層化と柔軟化、特定科目群の重点化を図る。また、総合性、責任能力、コミュニケーション能力の向上に資する方策を採用する。

【大学院課程】

- 1 大学院教育においては、現職教員の再教育も含め、高度な実践能力を持つ教育の専門家を養成し(教育学研究科)、また経済・経営学や社会科学の専門的研究を通じて高度専門職業人の育成を図る。(経済学研究科)
- 2 地域社会との連携・交流を推進し、教育現場や地域社会に開かれた大学院としての役割を果たす。
- 3 専門分野に関する学問的知見を有し、高度専門職業人としての資質と情熱を有するとともに、明確な教育研究の目的を有する人材を求める。そのために、アドミッション・ポリシーの周知徹底を図り、適正な入学定員の配分を行うとともに、入学希望者の実態や実情に応じた選抜のあり方の検討、多様な教育課程を整備する。

学生支援に関する目標

- 1 学生が修学、生活上に抱える問題点の把握に努め、関係機関との連携を図りつつ、学生相談体制の整備・充実を進める。
- 2 課外活動施設の整備・改善を積極的に促進するとともに、課外活動支援のための制度の充実を図る。
- 3 キャンパス環境を点検し、その改善・整備を図る。特に、IT環境を整備し、学習用の施設の充実と利用改善を図る。
- 4 就職業務の情報化を進め、また、就職支援活動・組織の充実を図る。

社会との連携、国際交流等に関する目標

- 1 地域のニーズに応え、地域の振興、産業の発展、教育の向上のため、大学の有する情報、知的財産を産業界、教育界、地域社会など広く一般に公開・還元して、積極的に社会貢献を推進する。
- 2 一層、身近で、社会に開かれた、市民に親しみやすい大学を目指す。
- 3 学生の地域社会への参加意識を高め、地域社会における各種活動への参画・実施を積極的に支援する。
- 4 地域の大学・短期大学等、高等教育機関との連携を強化する。
- 5 特色ある国際交流・国際貢献を推進するための組織体制を整備・充実する。また、学生交流協定の締結と実質化を進めるとともに、留学生の受け入れ及び卒業後のケア体制を充実する。
- 6 教育の国際化を促進するため、語学及び異文化理解に関する学部教育の改革を進める。

運営体制の改善に関する目標

- 1 学長が全学的視点から機動的に大学を運営しうる体制を整備する。また、学部運営における学部長のリーダーシップを強化する。
- 2 大学の運営に対する社会的支援体制を整備する。
- 3 大学、学部及び全学センター等の学内共同利用施設の運営の効率化を図る。
- 4 職員の能力向上、職務の活性化及び外部との人事交流を図る。
- 5 合理的な人事評価及び処遇のシステムを整備するとともに、女性、社会人及び外国人を採用して教員の構成を多様化する。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

- 1 社会への説明責任と大学の自治や教育研究の専門性・学問の自由に立脚した、評価システムと評価方法の改善を進める。また、部局での点検・評価活動を充実させる。
- 2 点検・評価の結果を教育研究・運営活動に適切に反映させるためのシステムを構築する。
- 3 教育研究活動、大学運営、大学改革の状況などの情報を、開かれた大学として積極的に、また広く地域社会や国際社会に提供する。
- 4 学外との情報交換の充実に努めることにより、地域・国際社会との交流を活発化する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学は、「教育基本法 の精神と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもつてわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与すること」を目的としてきた。平成12年1月には「知の21世紀をきり拓く ―滋賀大学の理念―」と題して、大学の理念、及びそれに沿った各学部の理念を策定し、ホームページ等に掲載している。これらの理念・方針を踏まえ、本学の目的を達成するための具体的な活動を今日まで展開してきた。

「知の21世紀をきり拓く ―滋賀大学の理念―」では、21世紀における大学の社会的役割を念頭に置き、個性ある魅力的な大学をめざし、教育理念として「グローバルな視野をもち、人間性ゆたかな教養を備えた専門性の高い職業人の養成」を掲げ、三つのCを合言葉に、大学づくりを推進することにしており、これは、学校教育法の規定に適合している。

また、本学の目的、教育理念・基本的方針、学部の理念は、ホームページや広報誌等で全教職員及び学生に周知を図っている。社会に対しても、ホームページ、大学案内、入学者選抜要項等にアドミッション・ポリシー等を記載し、広く公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究組織は、2学部、2研究科、1専攻科で構成している。学士課程は教育学部（3課程17コース）と、経済学部（昼夜開講制の6学科）で構成している。大学院課程は教育学研究科（修士課程3専攻14専修）と経済学研究科（博士前期課程3専攻、博士後期課程1専攻）で構成している。専攻科は特別支援教育専攻科で構成している。

本学は教育研究に必要な大学及び学部附属施設、センター等を有し、それぞれの附属施設、センター等は自らの教育研究課題の追求と共に、大学の教育研究目的を達成する上で、適切に配置し、重要な役割を担っている。

教育研究に関する重要事項を審議するために教育研究評議会を置き、適切な委員構成のもと、定期的開催し、実質的に機能している。各学部では、学部の運営等に係る審議機関として教授会を設置し、定期的開催し、実質的に機能している。

本学の教養教育を含む教育課程や教育方法等を検討する組織については、副学長・理事（教育・学術担当）の下に全学的な組織として全学教育部会と全学共通教育部会を設置し、年7回程度開催し、教務関連事項について実質的な協議を行っている。また、各学部においては、学務委員会を設置し、月2回程度開催し、教育関連事項に関して実質的な検討を行っている。さらに、各学部におけるカリキュラムの編成や変更については、教育学部では教務カリキュラム運営委員会、経済学部では学部カリキュラム編成部会を組織し、検討を行っている。また、FD活動や授業改善、教育課程の改善のために教育学部では教育改革推進委員会、経済学部では体制整備委員会とFD委員会が設置され、それぞれ活発な活動を展開している。

大学院課程については、各研究科の諸委員会によって対応している。教育学研究科では運営委員会、経済学研究科では大学院制度検討委員会と大学院学務委員会を設置し、教育課程や教育方法等の検討と改善を行っている。

これらの組織は学部の観点と全学的観点との有機的連携を保ちつつ、一体感のある運営を可能としている。そして、大学全体の立場から、教育課程全体の運営を客観的に審査する機関として教育研究評議会が、また各学部においては教授会が適切に機能している。

こうした組織の編成は、大学の教育理念と目標、社会的責務を効果的に果たし、自己改革を遂げて不断に改革を進める高等教育組織として適切なものとなっている。

基準3 教員及び教育支援者

教員組織の編制については、大学設置基準及び大学院設置基準を踏まえ、滋賀大学学則第7条に基づき教員組織を編制している。各学部における実際の運用には学部の特性に基づく若干の違いがあるが、適切な役割分担と連携体制を確保し、それぞれ学部の教育目的や状況に対応したものとなっている。

大学や学部等の目的に添って十分な教育が実施できるよう教員の配置定員を定めており、専任教員1名あたりの学生数等からみても十分な専任教員を確保している。また教育課程の主要な科目については、必要に応じて非常勤講師や特任教員も採用しているが、原則専任教員が担当している。

教育学研究科教科教育専攻の2専修において設置基準で必要とされる教員数を下回っているが、保健体育専修においては平成21年度中の採用が確定している等、年度内の教員の採用に努めている。

教員組織の活性化という観点から見ると、年齢構成は40歳以下の教員がやや少なく、女性教員比率も増加しつつあるが約2割に留まっている。男女共同参画や大学教育の国際化の観点から、女性教員や外国人教員の比率向上を中期計画に掲げて全学的に取り組んでおり、公募による門戸開放も実施している。また、各学部において、その特性に応じ、実務経験者社会人を積極的に採用している。

教員の採用基準は明確に定め、公募を原則として、適切に運用している。また、昇任基準は、各学部において教育研究の水準を維持するために適切な基準を定め、構成員に公開し、それに基づき人事委員会・資格審査委員会・教授会等で厳正に運用している。大学院担当教員についても厳正に資格を審査している。

全学的には教員の個人評価（教育活動を含む）を平成19年度に実施した。また、学生による授業評価も年2回定期的に実施され、それらの結果に基づいて全学教育改革フォーラムが開催されるなど、問題意識の共有化が図られている。

教育課程の支援のため、各学部には職員が適切に配置されている。また実験、実習、演習等の教育補助業務としてTAを活用するとともに、大学独自の制度としてSA制度を導入し、学生の支援を充実させている。

以上のことから、教員及び教育支援者の配置や編制に関し、適切に行っているものと判断する。

基準4 学生の受入

学部および大学院のアドミッション・ポリシーは、本学の理念・目標に基づきそれぞれ定め、ホームページや大学案内・入学者選抜要項・学生募集要項等で公表・周知している。また、周知度や理解度に関するアンケートを適宜行うなど周知方法の改善を図る努力を行っている。

学部の一般入試では、大学入試センター試験や個別学力試験で志願者の能力や資質を適正に判定する方法により、また、推薦入試・社会人入試・私費外国人留学生入試・帰国子女入試では、面接点のウエイトを変えるなど、志願者の経歴や教育事情に対応した選抜方法を実施している。特に、教育学部の推薦入試では、地域教育に貢献できる人材育成のために地域枠を設けている。さらに、経済学部では3年次編入学試験を実施している。

大学院においても、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実施しており、アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受け入れ方法を採用し、実質的に機能している。

入学者選抜にかかる実施体制は、学長を委員長とした入学試験委員会のもとで組織的に行い、入学試験問題の作成・点検にあたってはチェックシートを活用し、試験の実施にあたっては「実施要領」及び「監督要領」に沿って実施しており、また、合否判定にあたっては教授会で審議・決定しており、入学者選抜は適切な実施体制により、公正に実施している。

大学院においても、研究科毎に試験実施計画を定め、研究科長を責任者とする実施体制により、試験問題の作成や試験を実施しており、入学者選抜は適切な実施体制により、公正に実施している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかの検証については、アドミッション・ポリシーを踏まえて、新たな入試方法を導入したり、選抜方法の改善が実際に行われていることから、本

滋賀大学

学の目的に沿った入学者選抜の検証及び改善の取組が行われ、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。

入学定員に占める学部の実入学者数については、毎年入学定員を満たしており、大幅を超える状況にもなっていない。特別支援教育専攻科については、学部卒業の入学者のほか、県内・県外から派遣や休職制度により入学してくる現職教員がおり、専攻科に対するニーズはあるものの、入学定員を下回る状況にあり、今後、設置目的との整合性、需要動向等を見定めた上で、定員管理について適正化を検討する予定である。また、大学院の実入学者数においても、入学定員を大幅を超える、又は大幅に下回る状況にはなく、入学定員をほぼ充足しており、入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っている。

基準 5 教育内容及び方法

本学の学士課程においては、その教育目的を達成するために学部規程を定め、カリキュラムを体系化し、授業科目毎に学年配当を示している。また、授業科目の配置も学生が適切に履修できるように曜日や時間帯を工夫し、課程編成の趣旨ならびに成績評価基準及び卒業判定基準を、大学入門セミナーや講義概要・Web シラバスを通じて明らかにしている。

カリキュラム編成においては、全学共通教養科目における特定主題分野の設定、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等、多様な学生のニーズへの対応を図り、ガイダンス等を通じて学生へ授業時間外の学習の重要性を指導するほか、自主学習環境の整備等に積極的に取り組んでいる。また、1学期に履修できる単位数に上限を定め、補講日の設定や休日の授業実施による必要な授業時間数の確保など、単位に見合う勉学量を確保し、単位の実質化を図っている。さらに、様々なタイプの授業形態を学生が受講できるよう配慮するほか、能力別クラス編成や入学前準備学習、TAの活用、フィールドワークなどの体験型学習機会の提供、少人数教育の実施など、教育内容に応じた工夫を行っている。その一環である「びわ湖から学ぶ環境マインドー調査艇を利用した湖上体験学習ー」と「知識創造型ユビキタスな学びプロジェクトー携帯電話対応コメントカードシステムを活用した知識創造力の育成ー」は、平成18年度の「特色ある大学教育支援プログラム」ならびに「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された。さらに、平成20年度には、文部科学省委託事業「サービス・イノベーション人材養成プログラム」に採択された。

大学院課程では、教育課程の編成や授業科目の内容の検討は各研究科が主体となっており、各研究科ともその教育目的を達成するために適切な科目を体系的に配置している。職業を持つ学生に対する多様な開講形態の提供や長期履修制度の導入、柔軟な単位認定制度、サテライト教室の利用などにより学生のニーズに積極的に対応している。高度専門職業人育成の目的に向けたこうした取組は、『実践力診断講座』による教員の資質向上プログラムとして結実し、平成18年度・19年度に「資質の高い教員養成推進プログラム」に採択された。

また、教員組織と研究組織は一体化され、学術の発展動向を教育内容に反映させている。経済学研究科では大学院教育の高度化・実質化の一環として「リスクリサーチャー養成の教育プログラム」を開発・実施した。この教育プログラムは研究成果や学術の動向を反映させた試みとして高く評価され、平成18年度・19年度の魅力ある大学院教育イニシアティブに採択された。また野村総合研究所との連携による提供科目群は学生と社会の両者のニーズに応える実践的授業科目群として評価される。

以上のことから、本学はその教育目的に照らして、適切な教育課程等を企画、実施している。

基準 6 教育の成果

本学が養成しようとする人材像が学部・大学院教育のなかで実現しているかに関して、大学ならびに学部・大学院ごとに、学内アンケートや外部評価、卒業生アンケートが実施され、満足度のチェックが継続的に行われている。例えば教養教育及び各学部専門科目においては、年2回学生による授業評価が実施されており、それらの結果の多くは、学生の肯定的評価を示している。さらに、そこで示された重要な問題点を教育改革に活かす取組

が行われている。また、各学部・大学院研究科が実施した卒業・修了者アンケートによれば、いずれも教育全般について高い満足度ないし肯定的評価を得ている。外部評価委員会や企業の採用担当者、同窓会との懇談会を通じた意見交換も定期的実施され、全体としては肯定的な意見を得ている。

本学における標準修学年限内の卒業率は、教育学部では約90%で推移している。経済学部では77~83%で推移しており、平成19年度は77%とやや低下したが、その要因は平成16年度からのコア科目等の導入などカリキュラム改革によるものであり、学習支援の強化等により、平成20年度には79%まで改善している。

教育学部の教員就職率が平成19年度に国立大学法人中全国3位にランキングされ、経済学部においても就職率は平成19年度には98%に達し、社会的にも高い評価を得ている。大学院においても同様である。

以上から判断して、本学の教育の成果や効果が上がっていると言える。

基準7 学生支援等

学生支援の体制については、授業科目や研究指導教員の選択、カリキュラムに添った学習の進め方について、各学部・研究科において、入学時オリエンテーションにおいて学生に応じたガイダンスを実施しているほか、コース選択などの際に必要なガイダンスを実施している。教員のメールアドレスはWebサイト上に公開されており、シラバスにオフィス・アワーや研究室等を明記している。学生団体との定期的懇談や学長との懇談会、各種アンケート調査等により、学習支援に関する学生のニーズを把握できる体制を取っている。これら取組による学生からの要望は、たとえば経済学部の学習支援室の設置など支援体制の充実に活かしており、有効に機能している。留学生に対しては、多様なレベルに応じた日本語科目を開設し、効果的な学習が可能となるよう配慮を行っている。また、留学生向けの相談室を国際センター内に設置している。障害を持つ学生については、個別ケースに応じて、学習支援を実施している。大学院で学ぶ社会人学生に対しては授業の夜間及び土曜開講、図書館の夜間利用の拡大などの便宜を図っている。

学生の自主的学習を支援する環境については、附属図書館や情報処理センターや各学部において、学生が自主学習に利用できる施設や空間を整備しており、学習のための助言・支援体制も整備している。学生の利用は年々増加しており、これらの施設・設備は効果的に活用されている。課外活動については、学生による自治組織が機能しており、大学はこれら自治組織を通じて学生を支援している。また、本学の教育理念に添った学生自主活動プロジェクトへの公募型制度を整備しており、従来型の課外活動とは異なる活動への支援も展開している。

生活支援等に関しては、各学部で学生の相談窓口を設置し、各種の相談、助言、支援体制を整備している。また、保健管理センターにおいては健康相談体制が整備されており、学生のメンタル面でのサポートも行っている。ハラスメント相談体制や就職・キャリア形成を支援する体制も整備し、積極的な活動を行っている。経済面の援助については、日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金制度や本学独自の奨学金制度により、ほぼ3分の1の学生に奨学金の貸与若しくは給付を行っている。また、本学独自の授業料免除優先枠（大学院生対象）や、文部科学省の社会人等再チャレンジ支援プログラムを活用した特別支援を実施している。入学料や授業料の免除についても本学の規定に基づき適切に実施し、学生宿舎についても学生のニーズを考慮して整備している。

基準8 施設・設備

施設は教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしく整備されており、バリアフリー化の配慮もなされている。また、設備等も学生が自由に利用できる環境に整い、有効に活用されている。

高機能なICT環境が整備されており、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効活用されている。

施設・設備の運用に関する方針については、明確に規定され、各施設・設備の利用の手引きのホームページへの掲載や施設利用ガイダンスの実施、「学生便覧」に掲載されている。また「滋賀大学の施設整備の基本的な考え

滋賀大学

方と重要課題について（第2次報告）：施設整備マスタープラン」を作成し、本学の施設整備の方針やキャンパスリニューアルプランを全学の教職員に配付し周知を図るなど、本学の構成員に周知されている。

図書館本館内の改修により、利用者窓口の一元化とサービス体制の整備、機能強化を図るとともに、グループ学習室の新設など学生の自主的学習環境の整備を図った。また、学生用図書購入費を授業料収入の約1%とする配分方針を定め、授業用参考図書等の充実を推進する等、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料を系統的に収集、整備している。さらに、年間入館者数が約30万人、貸出冊数は3万4千冊を超え、電子ジャーナルの利用についても年々増加を続けている。

施設の多くは老朽化が進み、耐震性が劣っていることから、安全・安心な教育研究環境を確保するため、耐震改修、修繕整備や施設の狭隘化の解消、環境対策、アメニティ改善等の取組を推進する必要がある。なお、平成21年度に彦根地区の大学会館等の耐震改修や基幹・環境整備を行う予定であり、特に、附属図書館（本館）においては耐震改修に併せて電動集密書架設置や空調全面改修を実施することとしている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況に関する基本的資料のうち、学生による授業評価アンケート（年2回）や各種アンケートは、各学部・研究科のFDに関わる各種委員会によって適切に実施している。その結果は全学教育改革部会・全学教養教育部会を通じて集約・分析し、FD事業報告書や教育改革広報誌 su-L（スール）、全学教育改革フォーラム等を通じて全構成員に公開し、授業改善に役立てている。その結果、本学の教育に対する学生の満足度は高く、授業改善が効果的・継続的に行われていることが伺える。さらに、卒業生・修了生へのアンケート調査、企業へのアンケート、同窓会や後援会、教育委員会、企業就職担当者等に対する意見聴取や外部評価も各学部・研究科によって適宜実施しており、その結果を公開するとともに、さまざまな教育の改善に活かしている。

新たな試みとして、教育学部では教員と保護者が同時参加する授業参観を実施し、授業改善のための開かれた体制作りを目指している。経済学部では、全講義科目検索システムを通じて授業評価結果を学生にフィードバックする取組を行っている。また、大学全体で実施されている教員個人評価においても、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を自己評価する仕組みを導入している。

こうした教育活動を補助するTAやSAに対しては、任用の際に必要なガイダンスを実施し、職務の意義・業務内容等について適切な研修・指導を行っている。

以上のことから、教育の質の向上及び改善のために有効なシステムを適切に構築し、教育改革・授業改善に活かしている。

基準10 財務

本学の資産は、平成16年度以前の土地、建物・工作物、工具器具備品、船舶、図書など全てを国から現物出資を受け、本学の教育研究活動の財産基礎は措置されている。本学の運営に必要な財源についても、運営費交付金、自己収入（授業料・入学料・検定料・雑収入）、外部資金、施設整備費補助金等として確保している。

さらに、検定料については、募集力アップとして広報の充実等を図り、外部資金については、競争的資金の獲得に向けた「教育改革室」、「滋賀大学教育研究プロジェクトセンター」の設置により、獲得拡大に積極的に取り組んでいる。

収支に係る計画等については、学内諸会議を経て学長が決定し、本学ホームページに掲載して関係者に明示している。また、収支の状況については、いずれの年度も当期総利益を計上し、短期借入れも行わず、支出超過とはなっていない。

教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対する適切な資源配分については、滋賀大学財政計画を策定し、全部局の基盤的経費については対前年度同額程度の確保を実現し、限られた予算を戦略的・重点的に配分

するため、学長裁量経費や施設維持補修経費を確保し、機動的に予算を配分している。さらに、教育研究を特段に充実・発展させるため、「教育研究プロジェクトセンター」を設置し、発展性のある教育研究活動に有効に配分するなど適切に資源配分を行っている。

本学の財務諸表の公表については、官報に公示し、本学のホームページにおいて、財務諸表及び附属明細書、事業報告書、決算報告書を公表している。さらに、本学の財政内容について、社会に広く理解を得る資料として、「財務データからみた滋賀大学」を作成し公表している。

財務に対する会計監査については、三つの監査が実施され、いずれも財務に対して会計監査等を適正に行っている。

基準 11 管理運営

本学の目的の達成に向けた管理運営組織は、学長のリーダーシップを発揮した機動的な大学運営を行うために必要な支援体制として、役員会、教育研究評議会、経営協議会、経営戦略会議等を設置している。経営協議会においては、外部委員の大学運営に対する理解を深め、審議を活発にするために、予算決算、目標計画等の重要な議題に関しては、担当理事等が事前に説明に赴き意見交換を行っている。これによって経営協議会での審議に十分な時間を設け、議論を深めることができている。その結果として、経営協議会の審議を大学運営に生かすことができるようになってきている。

また、課題に応じて学長を補佐するために、学長補佐を配置し、理事と協同して機動的な執行体制をつくりあげている。事務組織も事務局、学部等に必要な職員を配置するとともに、全学委員会、各種部会の委員として参画し、教育研究活動を支援している。

いずれの組織でも学長がリーダーシップを発揮しやすいようになっている。学長は年度当初に「幹部職員合同会議」を開催し、自ら「大学運営の重点課題と方針」を明示した上で、大学運営を行っている。

学生や教職員のニーズや要望は、それぞれ組織的に把握されるようになってきている。また、学外関係者のニーズや要望については、外部関係者との交流や懇談会の場を通じて把握している。

監事は、業務全般と会計の監査を実施するとともに、役員会等の重要な会議に陪席し、適切な指導・助言を行っている。

学内規程をはじめ、大学の目的、計画、活動状況に関する情報、教員の教育研究活動や入学試験等の各種データや情報は、ホームページに掲載し、学内外から自由にアクセスできるシステムが構築されている。大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価を行う体制としては、全学と各部局の組織が連携し、課題を精査して改善策の提案を行っている。

自己点検・評価の評価結果や国立大学法人評価委員会等の外部評価結果は、ホームページに掲載し、広く社会に公開している。また、毎年実施の「中期目標・中期計画・年度計画に関する点検・評価報告会」は、学生を含めた大学の構成員が各部局等の現状と課題について共通認識することができ、評価結果等のフィードバックのために有効に機能している。